

調査結果の概要

- ・「-」は皆無又は該当数値なしのもの、「*」は該当数値が不詳又は不明なものを示す。
- ・比率の単位は「%」、実数の単位は「人」又は「世帯」である。
- ・比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。
- ・世帯及び世帯員の状況は、平成28年度まで調査員による聞き取り調査で実施していたが、今回調査は郵送による自計式へと調査方法を変更した。そのため、平成28年度以前の調査結果と比較する場合には、無回答を含めた各項目の割合の変化に注意が必要である。

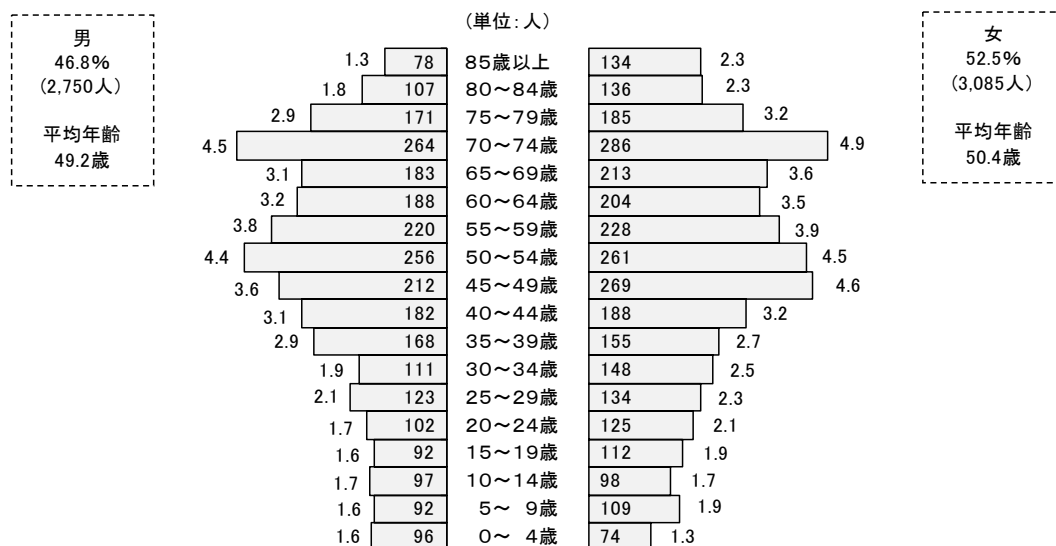
○世帯及び世帯員の状況

(調査票①の結果 集計対象 2,725 世帯、5,876 人の状況)

1 集計対象者の性・年齢階級

集計対象者 5,876 人の世帯員の性別をみると、男性 46.8%、女性 52.5%、平均年齢は男性 49.2 歳、女性は 50.4 歳となっている。

図 I-1 集計対象者の性・年齢階級



(注) ・男性 46.8%、女性 52.5%で合計が 100%にならないのは、性別「その他」及び無回答の人がいるため。
 ・男性 2,750 人、女性 3,085 人には、それぞれ年齢無回答の人を含むため、内訳の合計と一致しない。
 ・性別「その他」は、該当者が 6 人のため省略した（以降の性別の項目も同様）。

《参考》東京都の人口（推計）総務局（令和3年1月1日）を基に作成。

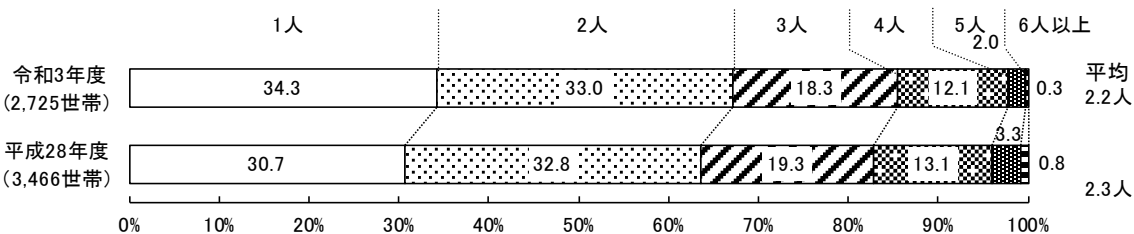


2 世帯の状況

(1) 世帯人員

集計対象者の平均世帯人員は 2.2 人となっている。世帯人員は「1人」の割合が 34.3%で最も高くなっている。

図 I-2 世帯人員



(2) 世帯構成 (世代別)

世帯構成 (世代別) は、「二世帯」の割合が 37.1%で最も高く、次いで「単身者」が 34.3%となっている。

また、配偶者の有無を見ると、「配偶者あり」の割合は 53.1%、「配偶者なし」は 43.9%となっている。

図 I-3 世帯構成 (世代別)

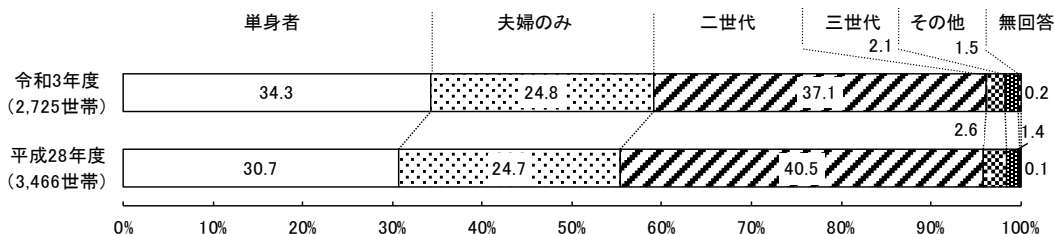


図 I-4 配偶者の有無

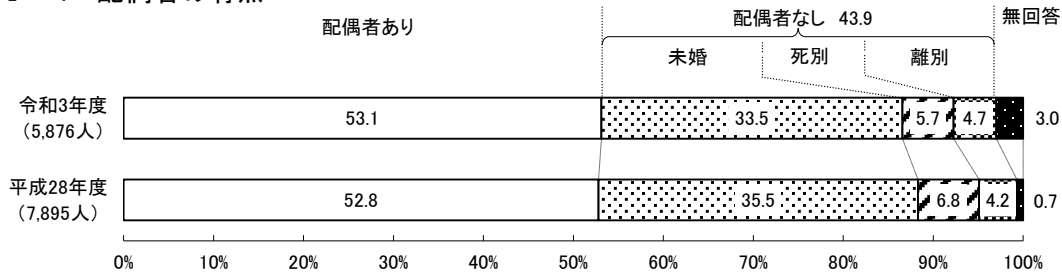


図 I-5 夫の年齢階級

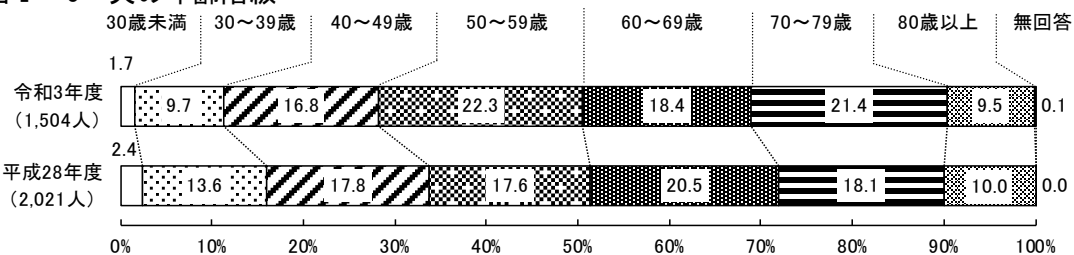
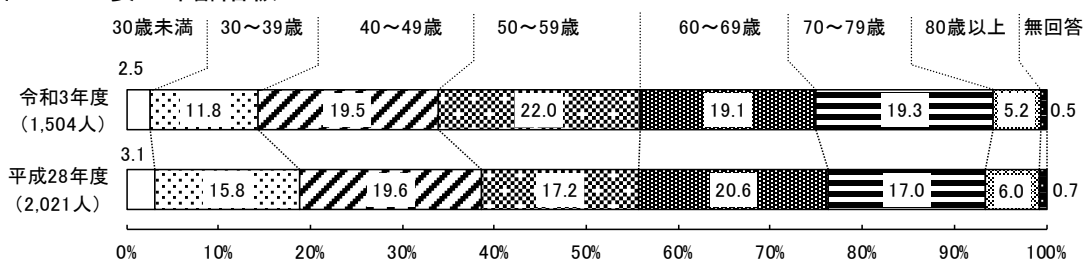


図 I-6 妻の年齢階級



(3) 子供がいる世帯

18歳未満の子供が「いる」世帯の割合は17.1%、6歳未満の子供が「いる」世帯は6.5%となっている。

また、18歳未満の子供の性・年齢階級を見ると、男子は「12～14歳」の割合が9.4%で最も高く、女子は「6～8歳」が10.4%で最も高くなっている。

図 I - 7 18歳未満の子供がいる世帯

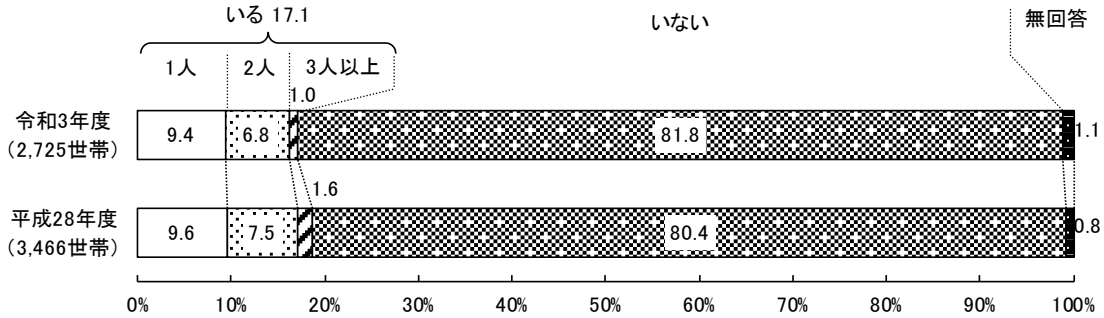


図 I - 8 6歳未満の子供がいる世帯

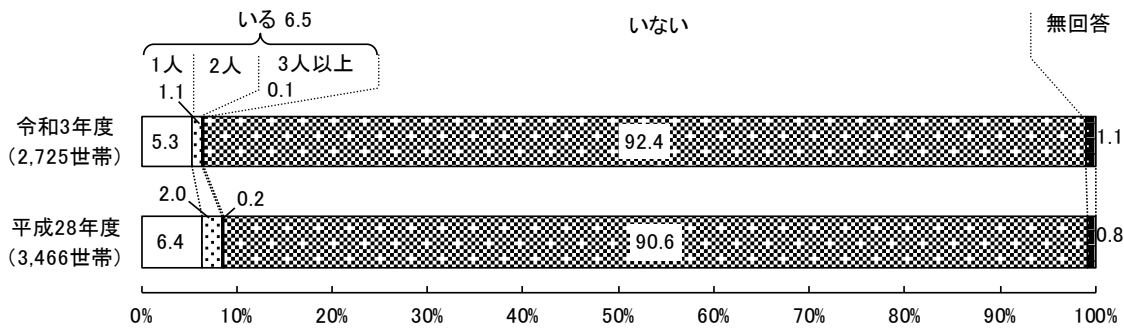
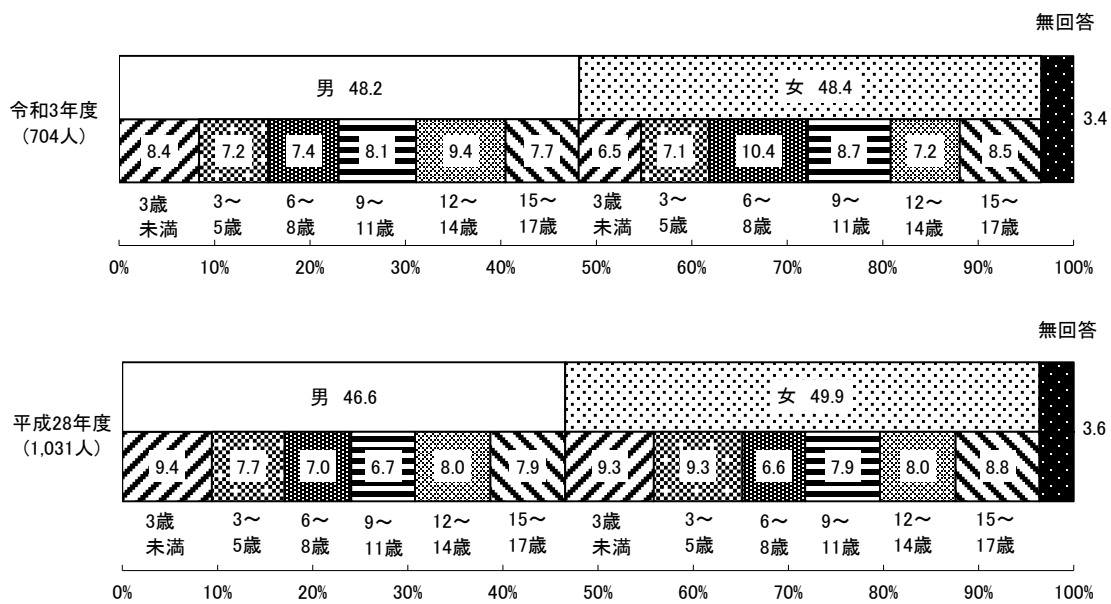


図 I - 9 18歳未満の子供の性・年齢階級



(4) 65歳以上の高齢者がいる世帯

65歳以上の高齢者がいる世帯は40.6%で、「高齢者のみの世帯」は27.3%、「高齢者のみでない世帯」は13.3%となっている。

また、65歳以上の高齢者の性・年齢階級を見ると、性別では男性45.7%、女性54.3%となっている。年齢階級では、男女ともに「70～74歳」の割合が高く、男性15.0%、女性16.3%となっている。

図 I-10 65歳以上の高齢者がいる世帯

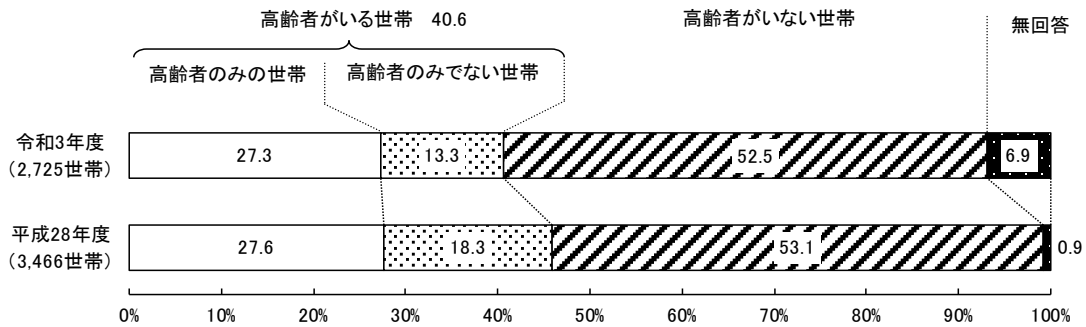
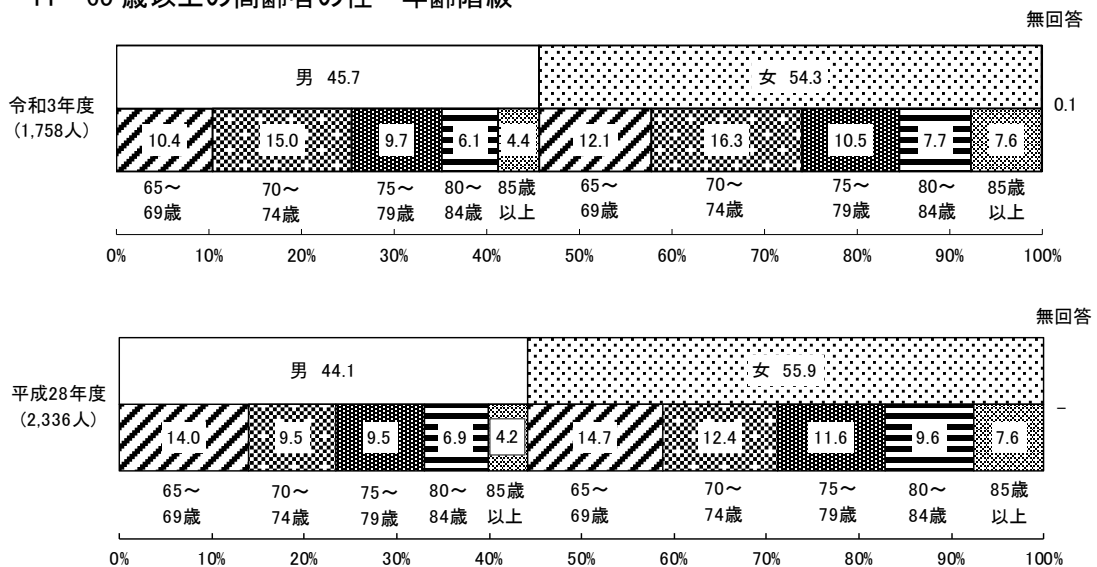


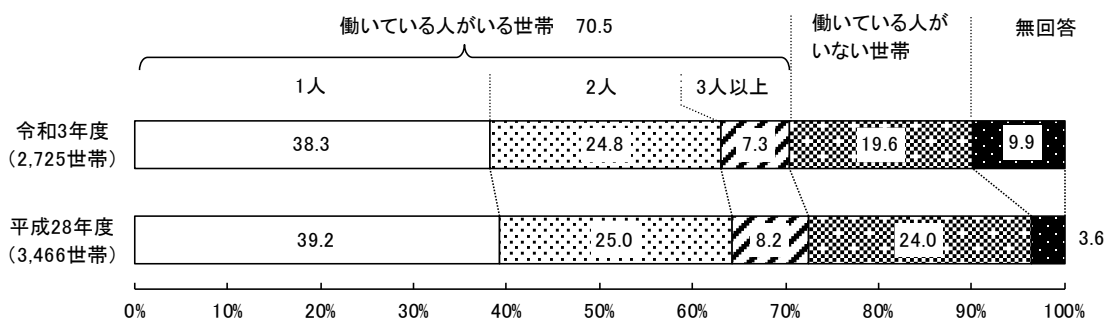
図 I-11 65歳以上の高齢者の性・年齢階級



(5) 就業の状況

世帯の就業状況は、「働いている人がいる世帯」の割合が70.5%、「働いている人がいない世帯」が19.6%となっている。

図 I-12 就業の状況

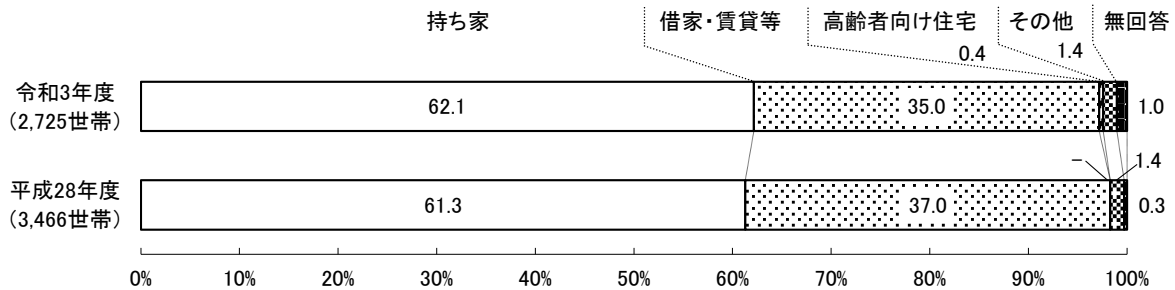


3 住居の状況

(1) 住居の種類

住居の種類は、「持家」の割合が62.1%、「借家・賃貸等」の割合が35.0%となっている。
(調査票①問 11)

図 I - 13 住居の種類



4 経済の状況

(1) 主な世帯収入の種類

主な世帯収入の種類は、「賃金・給料」の割合が56.3%で最も高く、次いで「年金・恩給」が26.6%となっている。(調査票①問 21)

表 I - 1 主な世帯収入の種類

(単位: %)

	総数	賃金・給料	事業所得	利子・配当	家賃・地代	仕送り	年金・恩給	生活保護	雇用保険給付金・その他	その他の収入	無回答
令和3年度 (2,725世帯)	100.0	56.3	5.1	2.6	0.6	26.6	2.2	0.5	1.2	4.9	
平成28年度 (3,466世帯)	100.0	55.5	7.5	2.8	1.0	28.4	2.5	0.2	0.8	1.3	

(2) 世帯の年間収入

世帯の年間収入(令和2年分)は、約半数の世帯(48.5%)が500万円未満となっている。
(調査票①問 22)

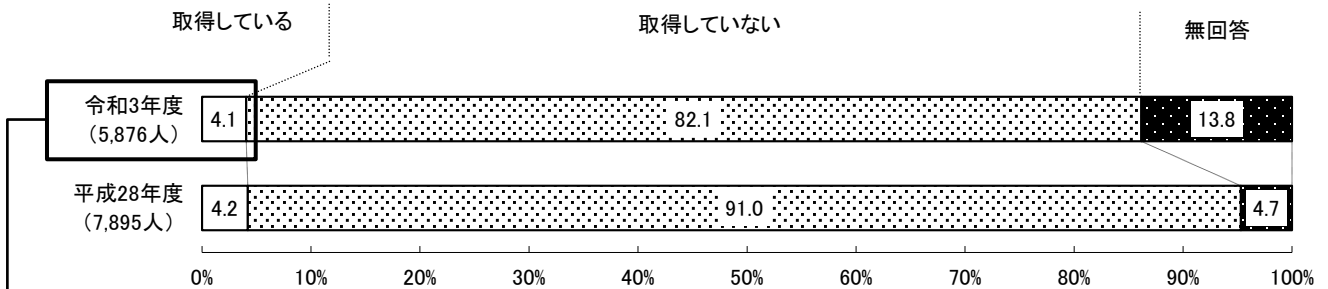
表 I - 2 世帯の年間収入

	総数	10万円未満	100万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	600万円未満	700万円未満	800万円未満	900万円未満	1000万円未満	1000万円以上	1100万円未満	1200万円未満	1300万円未満	1400万円未満	1500万円未満	1600万円未満	1700万円未満	1800万円未満	1900万円未満	2000万円以上	無回答	
令和3年度 (2,725世帯)	100.0	5.6	10.0	11.2	11.4	10.3	7.7	5.5	5.9	4.8	4.4	3.7	2.7	2.3	1.4	1.4	3.3	2.3	6.1						
平成28年度 (3,466世帯)	100.0	4.6	11.3	13.4	12.9	10.5	8.0	5.9	5.1	4.5	3.8	3.7	1.6	1.5	0.9	1.4	2.4	1.4	7.0						

5 障害者の状況

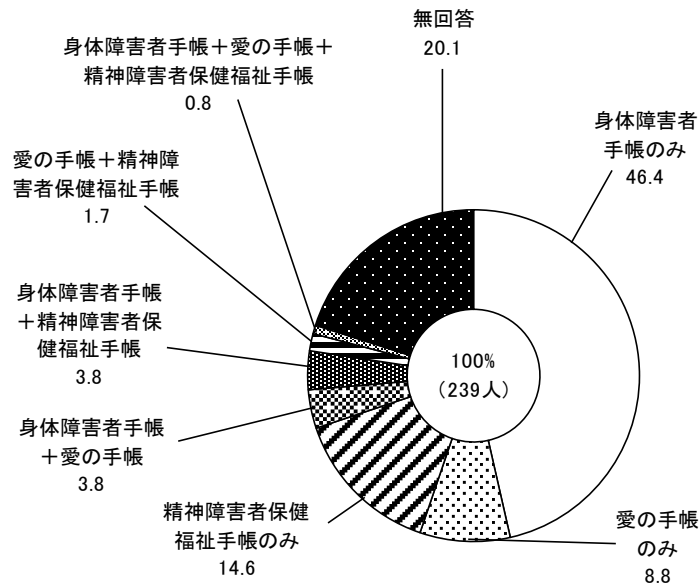
身体障害者手帳及び愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得状況を見ると、「手帳を取得している」人の割合は、全世帯員のうち4.1%となっている。(調査票①問7～9)

図 I - 14 障害者手帳の取得状況



(注) 「取得している」人には、「申請中」を含む。

図 I - 15 障害者手帳の取得状況(内訳)

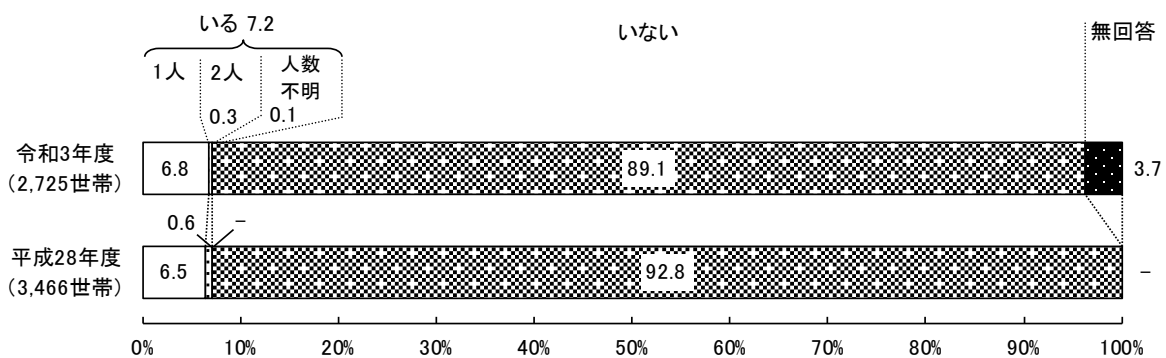


6 介護等の状況

(1) 介護等が必要な人の有無

集計対象 2,725 世帯のうち、介護、介助、手助け及び見守りなど(以下「介護等」という。)を必要としている人がいる世帯の割合は、7.2%となっている。(調査票①問26)

図 I - 16 介護等が必要な人の有無



(2) 介護等をしている人

介護等を必要としている人(200人)のうち、家族など介護等をする人が「いる」割合は91.5%となっている。

家族など介護等をする人がいる人(183人)に、介護等をしている人の続柄を聞いたところ、「子」の割合が33.3%で最も高く、次いで「配偶者」が31.1%となっている。(調査票①問26-5)

図 I - 17 介護等をする人の有無

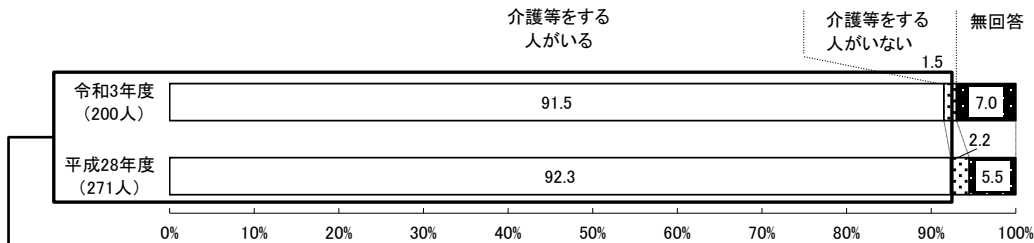
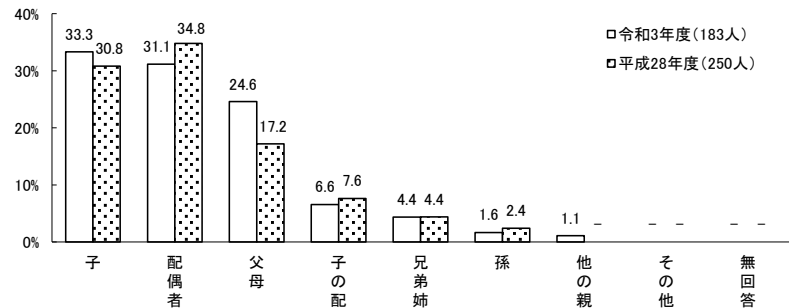


図 I - 18 同居で介護等をしている人の続柄(複数回答)



(注) 「続柄」は、介護等を必要としている人からみた続柄である。
同じ人が複数の人の介護等をしている場合は、重複計上している。

(3) 介護等による影響

同居で介護等をしている人(186人)に、介護等を始める前と比較して、学業や仕事、収入への影響があるかを聞いたところ、「介護等による影響がある」人の割合は32.3%となっている。

「介護等による影響がある」人(60人)に内容を聞いたところ、「その他」を除く項目のうち、「収入(収入の減少)」と回答した人の割合が41.7%で最も高くなっている。(調査票①問26-6)

図 I - 19 介護等による影響の有無

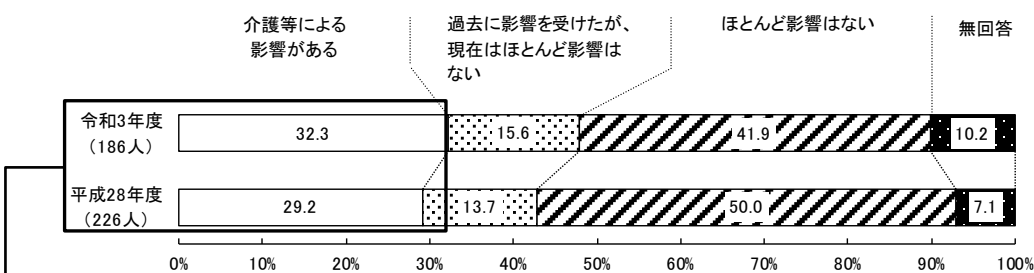
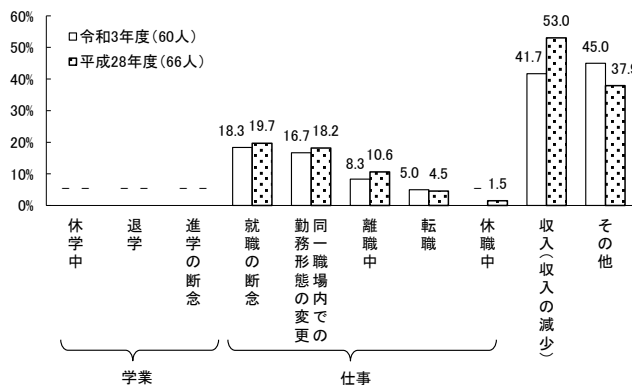


図 I - 20 介護等により受けている影響(複数回答)



○福祉のまちづくり等に関する実態と意識

(調査票②の結果 集計対象 2,725 世帯の満 20 歳以上の世帯員 4,581 人の状況)

～福祉のまちづくり～

1 東京のまちの印象

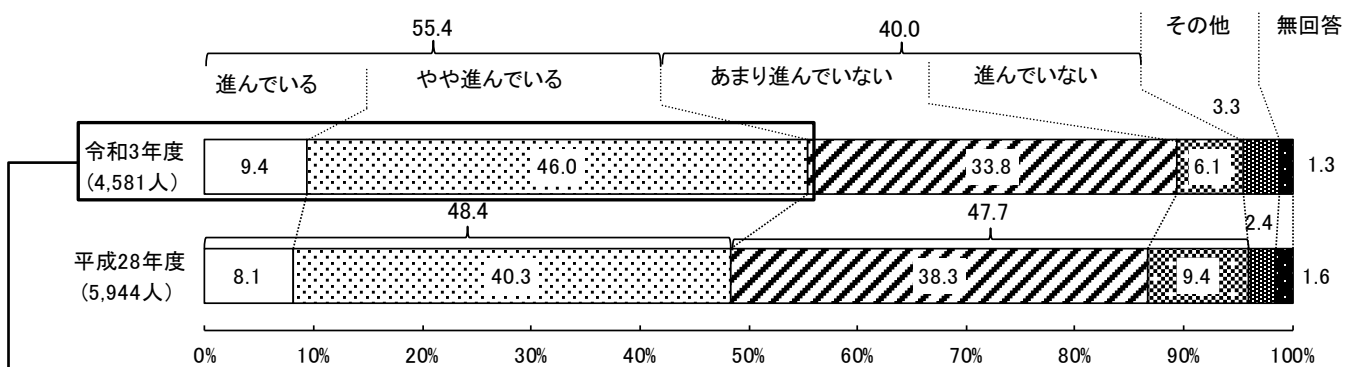
(1)東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況及びバリアフリー化が進んだ点【複数回答】

現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー化の状況について聞いたところ、「進んでいる」(9.4%)と「やや進んでいる」(46.0%)を合わせた割合は55.4%で、平成28年度調査と比べて7.0ポイント増加している。

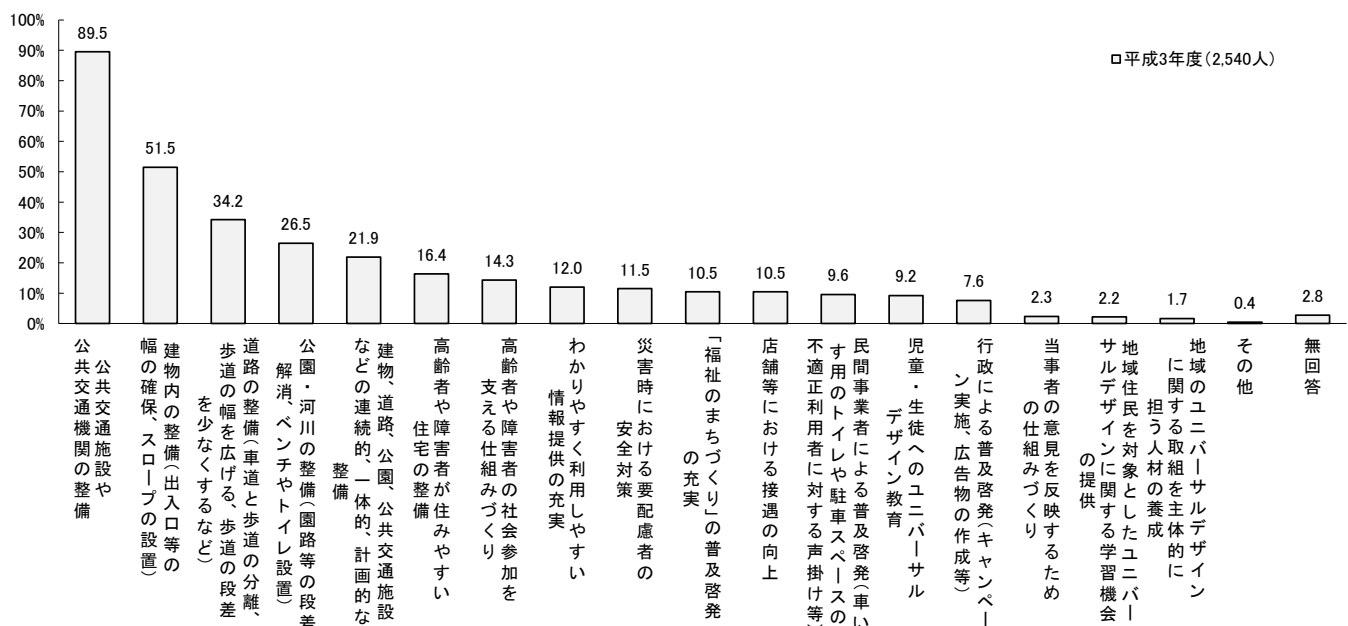
一方、「進んでいない」(6.1%)と「あまり進んでいない」(33.8%)を合わせた割合は40.0%となっている。(調査票②問5)

また、バリアフリー化が「進んでいる」又は「やや進んでいる」と回答した人(2,540人)に、バリアフリー化が進んだ点を聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」の割合が89.5%で最も高く、次いで「建物内の整備(出入口等の幅の確保、スロープの設置)」が51.5%となっている。(調査票②問5-1)

図Ⅱ-1 東京のまちにおける施設や設備のバリアフリー化の状況



図Ⅱ-2 バリアフリー化が進んだ点 (複数回答)



(注)「ユニバーサルデザイン」については、P.32の用語の説明を参照。

2 外出時の状況等

(1) 外出時の状況等【複数回答】

外出時の状況について聞いたところ、「何らかの障害があるために、外出の際、福祉機器や介助者が必要である」人の割合は6.3%となっている。

また、「何らかの理由があるために、外出の際、周囲の支援や理解を必要とすることがある」人の割合は4.6%となっている。(調査票②問1 ①～⑧)

表Ⅱ-1 外出時の状況等

何らかの障害があるために、外出の際、福祉機器や介助者が必要である 6.3 (287人)

	総数	はい	いいえ	無回答
(1)視覚に障害があるため、外出の際、福祉機器や介助者が必要である	100.0 (4,581)	0.8	98.3	0.9
(2)聴覚に障害があるため、外出の際、福祉機器や介助者が必要である	100.0 (4,581)	1.7	97.5	0.8
(3)肢体に障害があるため、外出の際、福祉機器や介助者が必要である	100.0 (4,581)	3.6	95.6	0.7
(4)体の内部に障害があるため、外出の際、福祉機器や介助者が必要である	100.0 (4,581)	1.9	97.3	0.8
(5)その他障害があるため、外出の際、何らかの機器や介助者が必要である	100.0 (4,581)	2.4	96.7	0.9
(6)何らかの理由があるため、外出の際、周囲の支援や理解が必要である	100.0 (4,581)	4.6	94.5	1.0
(7)乳幼児を連れて外出することがある	100.0 (4,581)	7.6	91.4	1.0
(8)現在妊娠している	100.0 (2,412)	0.8	96.1	3.2

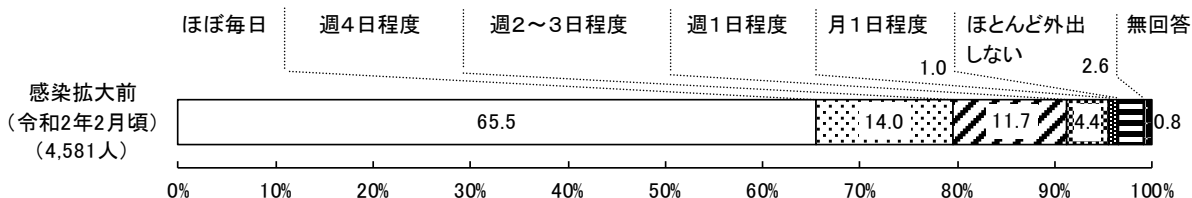
(注)「外出時に何らかの障害があるため、福祉機器や介助者が必要である」の人数は、(1)～(5)の項目のいずれかひとつ以上に「はい」と回答した人の合計である。

(2) 外出頻度

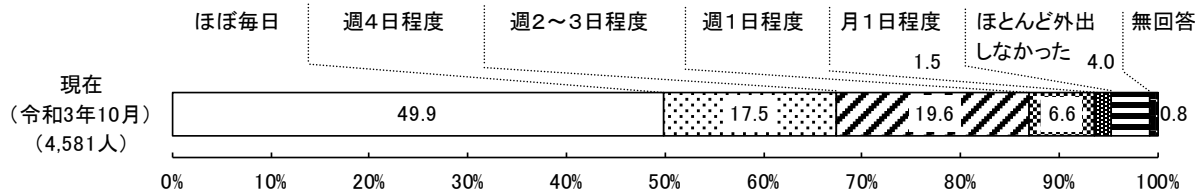
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大前（令和2年2月頃）」及び「令和3年10月」の外出頻度について聞いたところ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大前（令和2年2月頃）」は、「ほぼ毎日」の割合が65.5%で最も高く、次いで「週4日程度」が14.0%、「週2～3日程度」が11.7%となっている。

また、「令和3年10月」は、「ほぼ毎日」の割合が49.9%で最も高く、次いで「週2～3日程度」が19.6%、「週4日程度」が17.5%となっている。(調査票②問2)

図Ⅱ-3 外出頻度（新型コロナウイルス感染症の感染拡大前（令和2年2月頃））



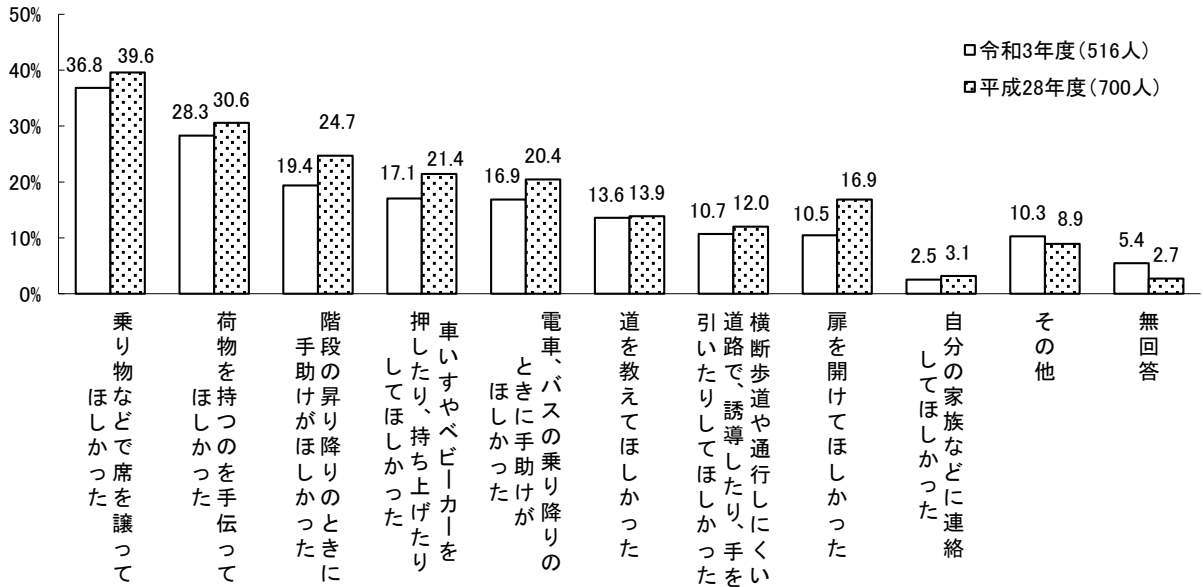
図Ⅱ-4 外出頻度（令和3年10月）



(3) 外出先で誰かの手助けを必要と感じたとき、必要とした手助けの内容【複数回答】

過去1年くらいの間に、外出の際、誰かの手助けを必要としたことがある人（516人）に、その時どのような手助けが必要だったかを聞いたところ、「乗り物などで席を譲ってほしかった」の割合が36.8%で最も高く、次いで「荷物を持つのを手伝ってほしかった」が28.3%となっている。（調査票②問4、問4-1）

図Ⅱ-5 外出先で誰かの手助けを必要と感じたとき、必要とした手助けの内容（複数回答）



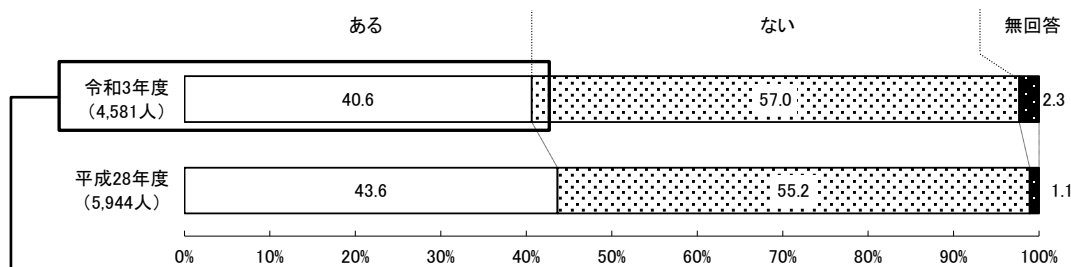
3 外出先のバリアフリーの状況

(1) 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無とバリアの箇所【複数回答】

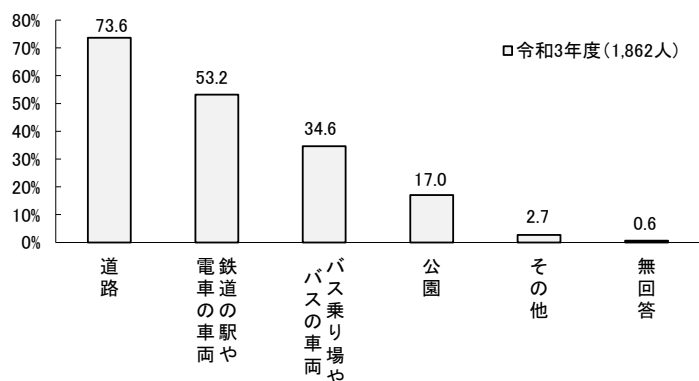
日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安を感じる場所（以下「バリアを感じる場所」という。）はあるか聞いたところ、「ある」の割合は40.6%となっている。

また、バリアを感じる場所が「ある」人（1,862人）に、バリアを感じる箇所を聞いたところ、「道路」の割合が73.6%で最も高く、次いで「鉄道の駅や電車の車両」が53.2%となっている。（調査票②問13、問13-1）

図Ⅱ-6 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの有無



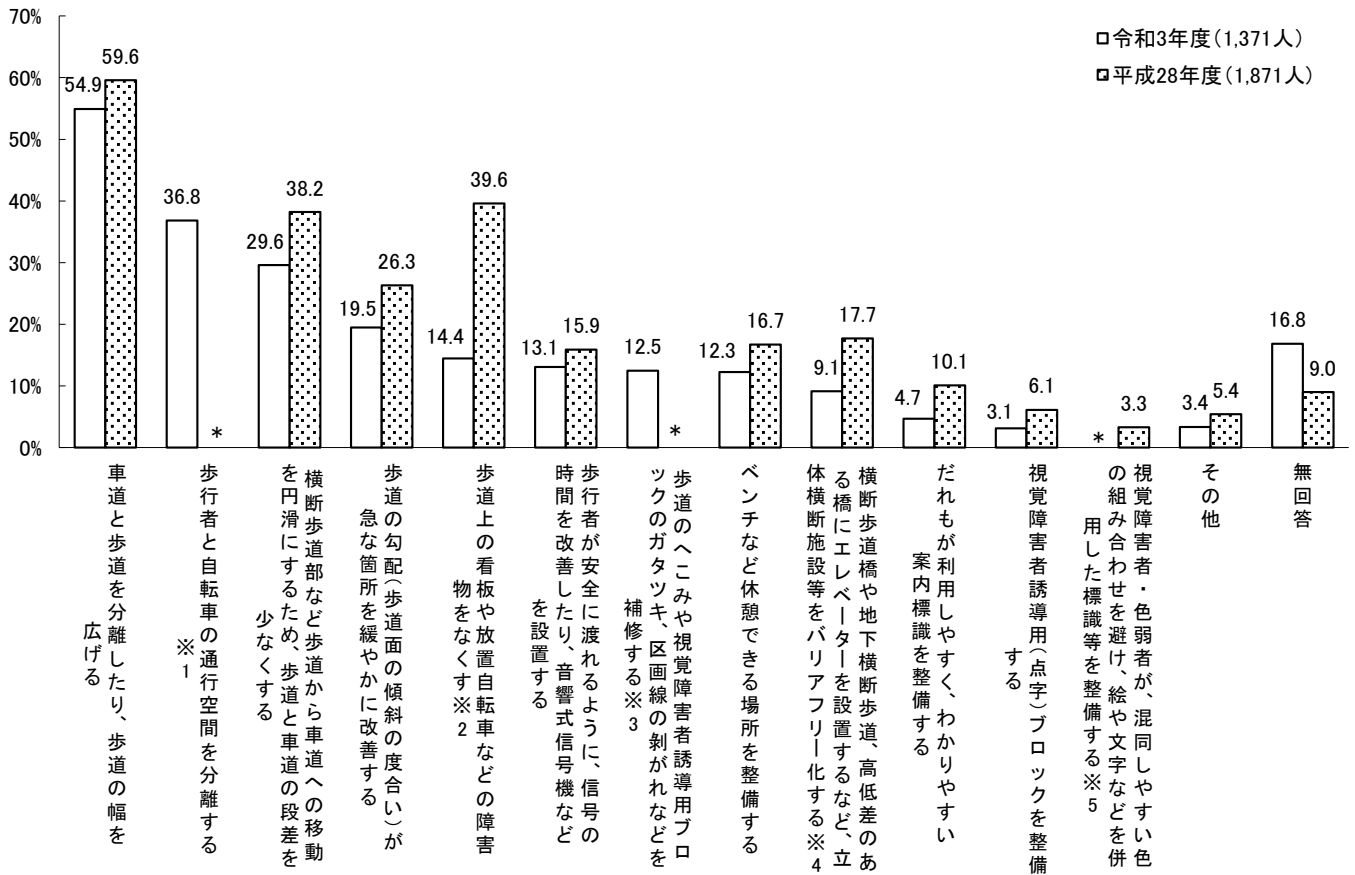
図Ⅱ-7 日常よく出かけるところに着くまでのバリアの箇所（複数回答）



(2) 道路で整備・対応が必要なこと【複数回答(3つまで)】

道路でバリアを感じるところが「ある」人(1,371人)に、道路を利用しやすくするためにどのような整備・対応が必要か聞いたところ、「車道と歩道を分離したり、歩道の幅を広げる」の割合が54.9%で最も高く、次いで「歩行者と自転車の通行空間を分離する」が36.8%、「横断歩道部など歩道から車道への移動を円滑にするため、歩道と車道の段差を少なくする」が29.6%となっている。(調査票②問13-1-1)

図Ⅱ-8 道路で整備・対応が必要なこと(複数回答(3つまで))



(注1) ※1、3は、平成28年度調査では選択肢を設けていなかった。

(注2) ※2は、平成28年度調査では「歩道上の障害物(看板・放置自転車など)をなくす」としていた。

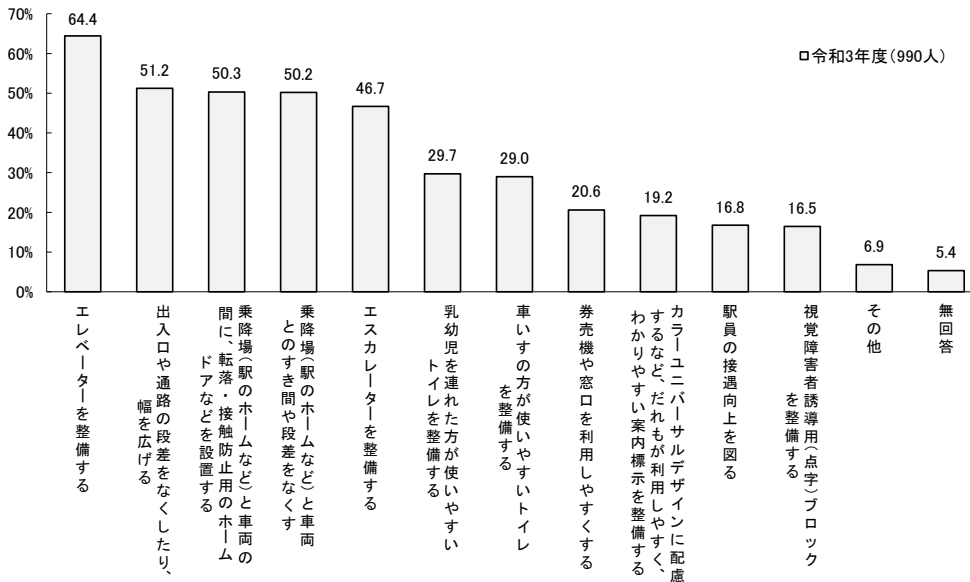
(注3) ※4は、平成28年度調査では「横断歩道橋や地下横断歩道にエレベーターを設置するなど、立体横断施設をバリアフリー化する」としていた。

(注4) ※5は、令和3年度調査では選択肢を設けていない。

(3) 鉄道の駅で整備・対応が必要なこと【複数回答】

鉄道の駅や電車の車両でバリアを感じるところが「ある」人（990人）に、鉄道の駅を利用しやすくするためにどのような整備・対応が必要か聞いたところ、「エレベーターを整備する」の割合が64.4%で最も高く、次いで「出入口や通路の段差をなくしたり、幅を広げる」が51.2%、「乗降場（駅のホームなど）と車両の間に、転落・接触防止用のホームドアなどを設置する」が50.3%、「乗降場（駅のホームなど）と車両とのすき間や段差をなくす」が50.2%となっている。（調査票②問 13-1-4）

図Ⅱ-9 鉄道の駅で整備・対応が必要なこと（複数回答）

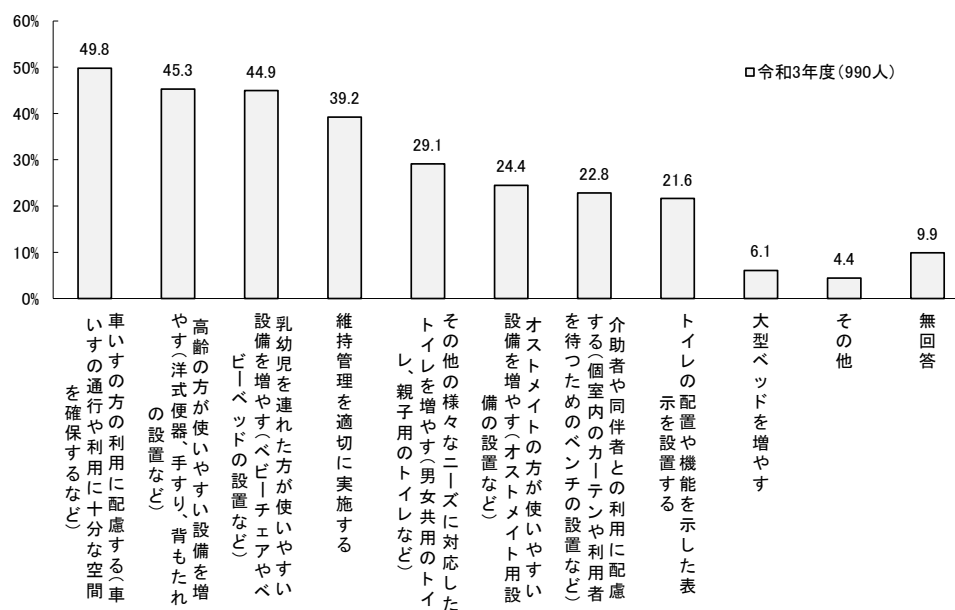


（注）「カラーユニバーサルデザイン」については、P. 32 の用語の説明を参照。

(4) 鉄道の駅のトイレで整備・対応が必要なこと【複数回答】

鉄道の駅や電車の車両でバリアを感じるところが「ある」人（990人）に、鉄道の駅のトイレにおいてどのような整備・対応が必要か聞いたところ、「車いすの方の利用に配慮する（車いすの通行や利用に十分な空間を確保するなど）」の割合が49.8%で最も高く、次いで「高齢の方が使いやすい設備を増やす（洋式便器、手すり、背もたれの設置など）」が45.3%、「乳幼児を連れた方が使いやすい設備を増やす（ベビーチェアやベビーベッドの設置など）」が44.9%となっている。（調査票②問 13-1-5）

図Ⅱ-10 鉄道の駅のトイレで整備・対応が必要なこと（複数回答）

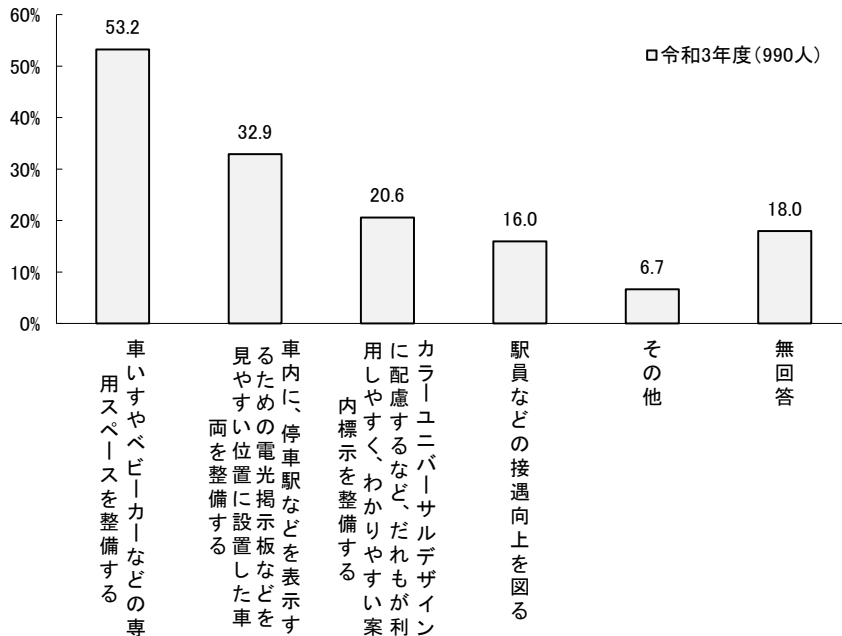


（注）「オストメイト用設備」については、P. 32 の用語の説明を参照。

(5) 電車の車両で整備・対応が必要なこと【複数回答(2つまで)】

鉄道の駅や電車の車両でバリアを感じるところが「ある」人(990人)に、電車の車両を利用しやすくするためにどのような整備・対応が必要か聞いたところ、「車いすやベビーカーなどの専用スペースを整備する」の割合が53.2%で最も高く、次いで「車内に、停車駅などを表示するための電光掲示板などを見やすい位置に設置した車両を整備する」が32.9%となっている。(調査票②問 13-1-6)

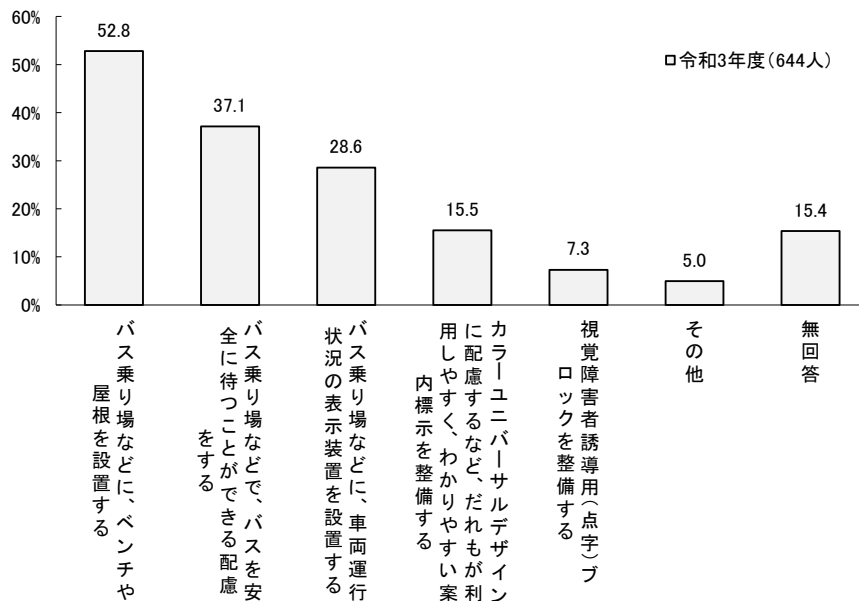
図Ⅱ-11 電車の車両で整備・対応が必要なこと(複数回答(2つまで))



(6) バス乗り場で整備・対応が必要なこと【複数回答(2つまで)】

バス乗り場やバスの車両でバリアを感じるところが「ある」人(644人)に、バス乗り場を利用しやすくするためにどのような整備・対応が必要か聞いたところ、「バス乗り場などに、ベンチや屋根を設置する」の割合が52.8%で最も高く、次いで「バス乗り場などで、バスを安全に待つことができる配慮をする」が37.1%となっている。(調査票②問 13-1-7)

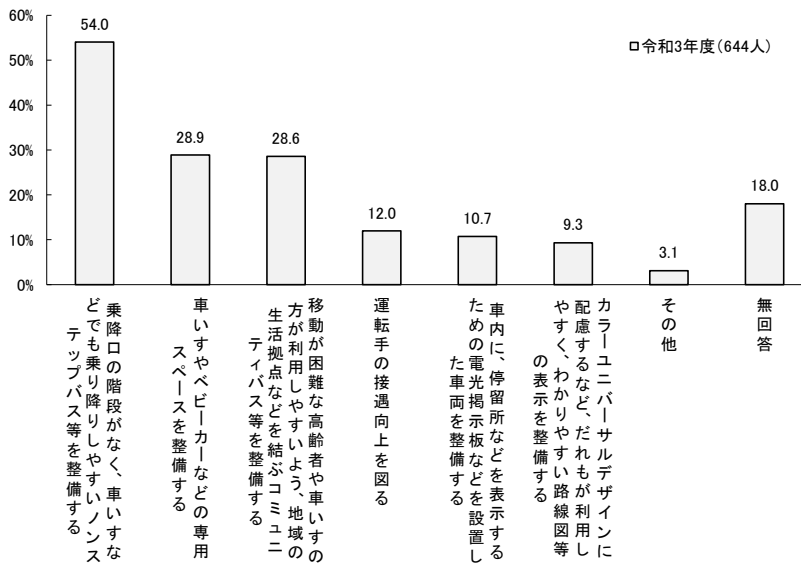
図Ⅱ-12 バス乗り場で整備・対応が必要なこと(複数回答(2つまで))



(7) バスの車両で整備・対応が必要なこと【複数回答(2つまで)】

バス乗り場やバスの車両でバリアを感じるところが「ある」人(644人)に、バスの車両を利用しやすくするためにどのような整備・対応が必要か聞いたところ、「乗降口の階段がなく、車いすなどでも乗り降りしやすいノンステップバス等を整備する」の割合が54.0%で最も高く、次いで「車いすやベビーカーなどの専用スペースを整備する」が28.9%、「移動が困難な高齢者や車いすの方が利用しやすいよう、地域の生活拠点などを結ぶコミュニティバス等を整備する」が28.6%となっている。(調査票②問13-1-8)

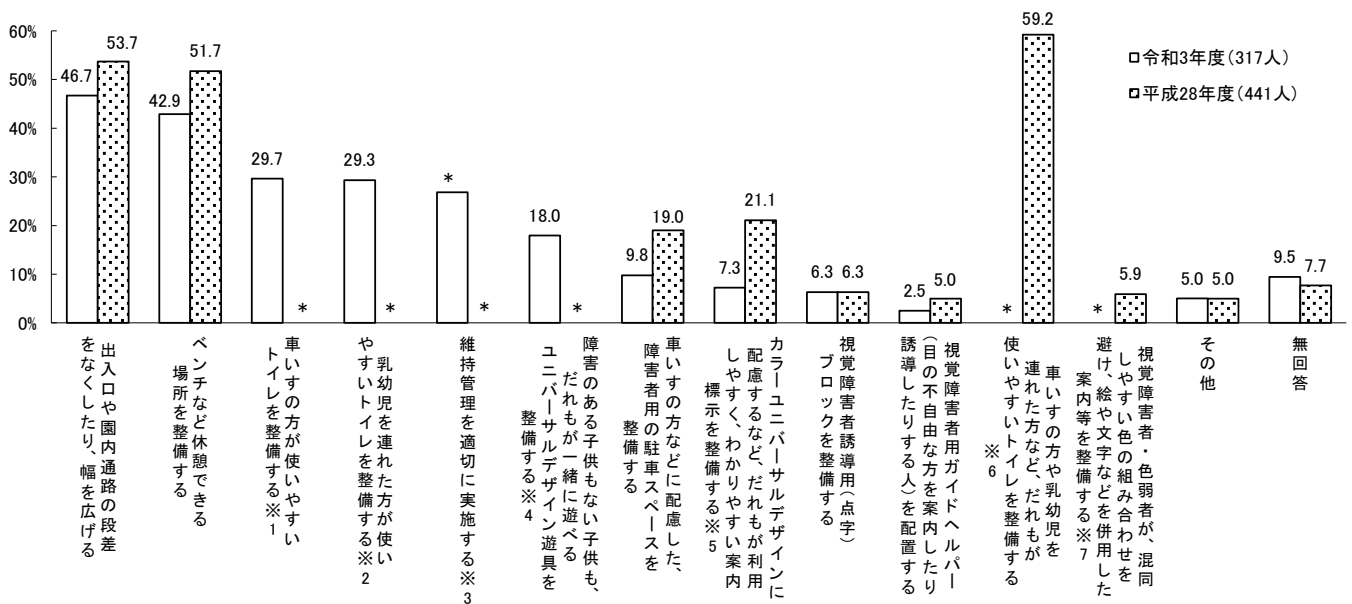
図Ⅱ-13 バスの車両で整備・対応が必要なこと(複数回答(2つまで))



(8) 公園で整備・対応が必要なこと【複数回答(3つまで)】

公園でバリアを感じるところが「ある」人(317人)に、公園を利用しやすくするためにどのような整備・対応が必要か聞いたところ、「出入口や園内通路の段差をなくしたり、幅を広げる」の割合が46.7%で最も高く、次いで「ベンチなど休憩できる場所を整備する」が42.9%となっている。(調査票②問13-1-3)

図Ⅱ-14 公園で整備・対応が必要なこと(複数回答(3つまで))



(注1) ※1～4は、平成28年度調査では選択肢を設けていなかった。

(注2) ※5は、平成28年度調査では「だれもが利用しやすく、わかりやすい案内標示を整備する」としていた。

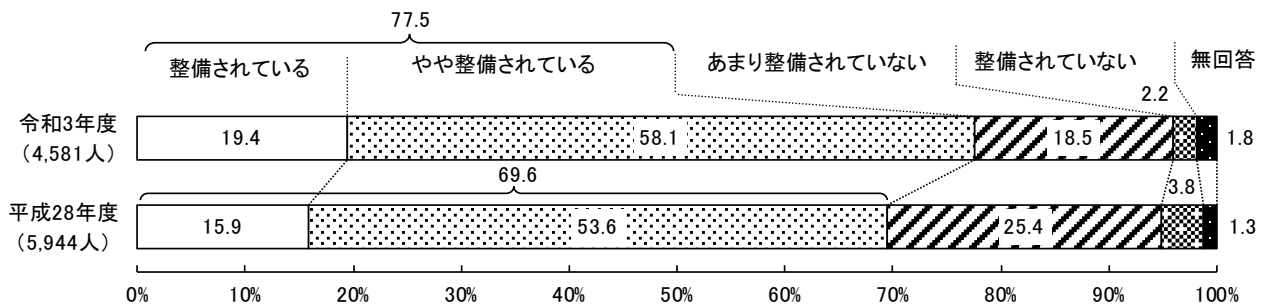
(注3) ※6、7は、令和3年度調査では選択肢を設けていない。

4 まちの中での情報提供（案内標示等の整備状況及び案内標示等の整備で特に力を入れてもらいたいもの）【複数回答】

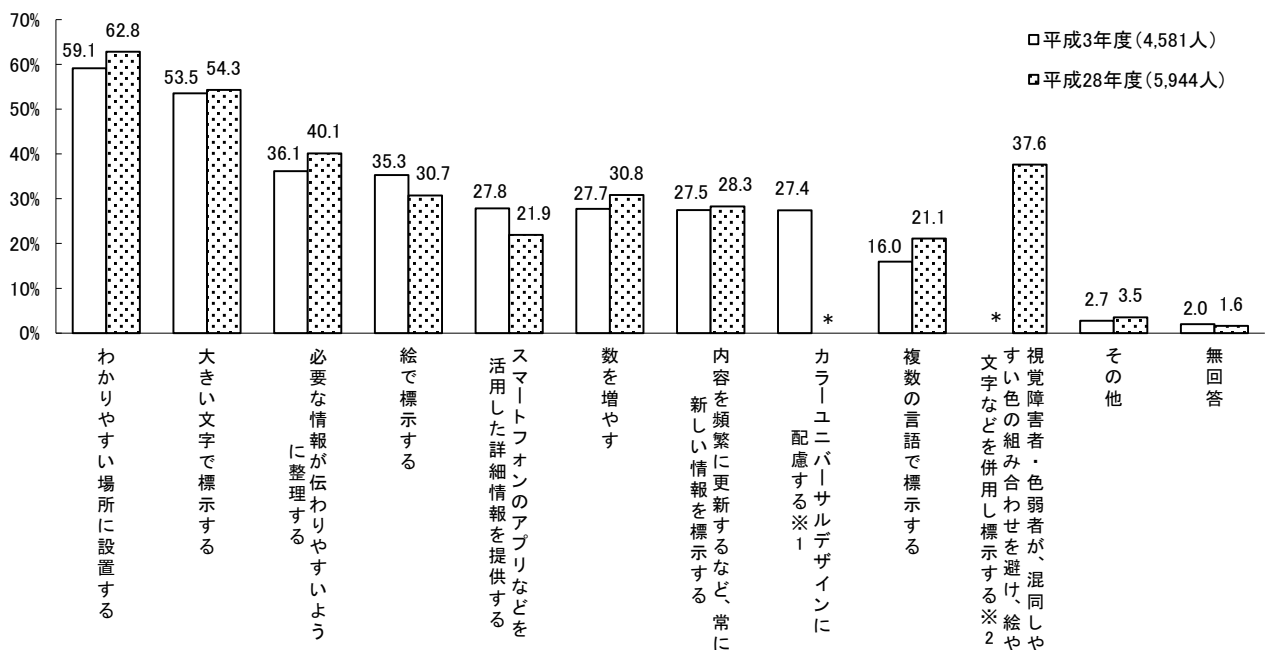
外出したときに、行きたい建物や施設への案内標示や駅などの乗り換えの誘導標示など、まちの中の標示や説明がわかりやすく整備されているかを聞いたところ、「整備されている」(19.4%)と「やや整備されている」(58.1%)を合わせた割合は77.5%で、平成28年度調査と比べて7.9ポイント増加している。(調査票②問10)

まちの中の案内標示や説明をよりわかりやすく整備する上で、特に力を入れてもらいたいものを聞いたところ、「わかりやすい場所に設置する」の割合が59.1%で最も高く、次いで「大きい文字で標示する」が53.5%となっている。(調査票②問11)

図Ⅱ-15 案内標示等の整備状況



図Ⅱ-16 案内標示等の整備で特に力を入れてもらいたいもの（複数回答）



(注1) ※1は、平成28年度調査では選択肢を設けていなかった。

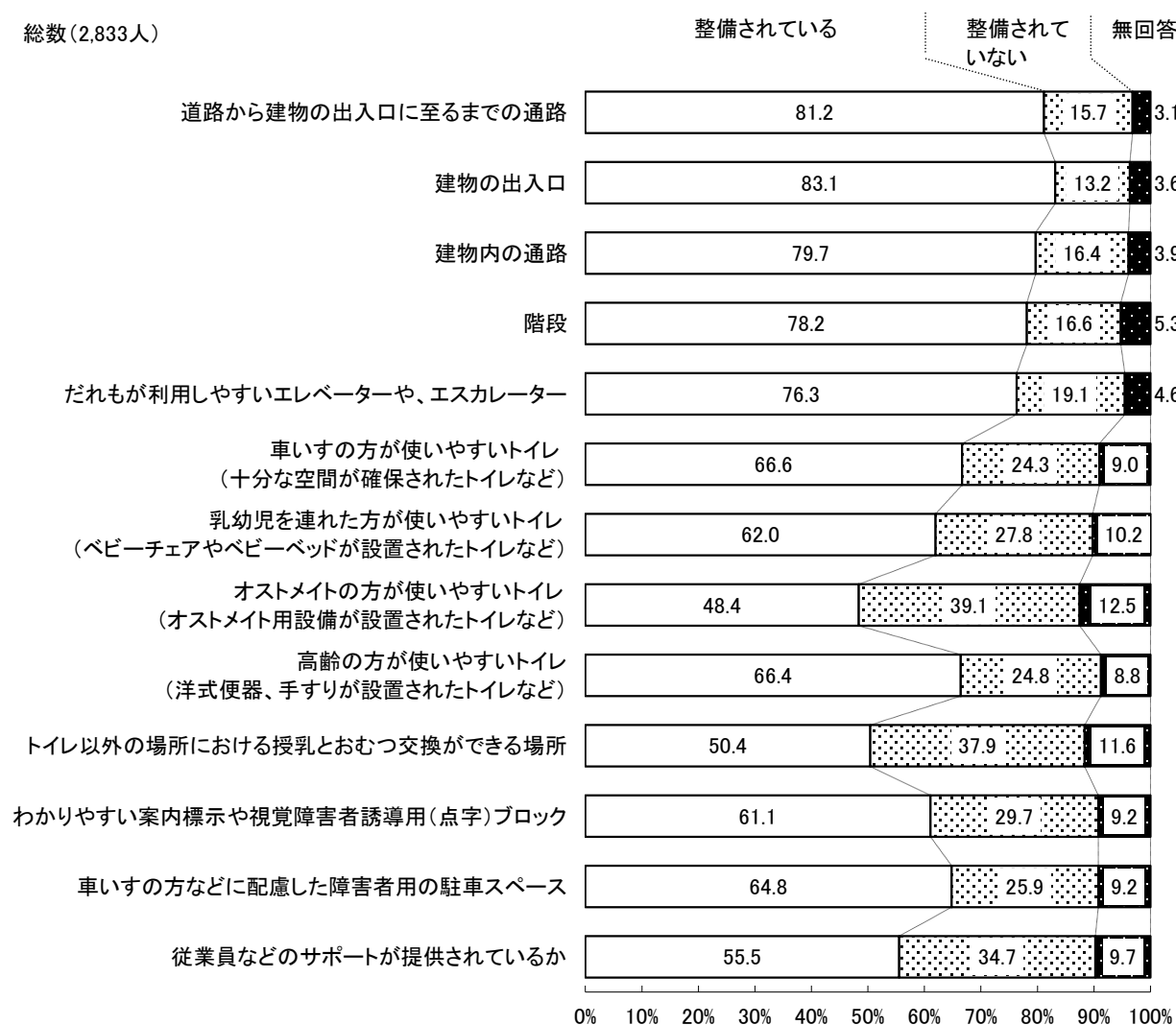
(注2) ※2は、令和3年度調査では選択肢を設けていない。

5 建築物のバリアフリー

(1) 官公庁施設（都庁舎、区・市役所、税務署など）

過去1年くらいの間に「官公庁施設」を利用したことが「ある」人（2,833人）に、官公庁施設の整備・対応状況13項目について聞いたところ、利用しやすいように「整備・対応されている」の割合が最も高いのは「建物の出入口」で83.1%となっている。一方、「整備・対応されていない」の割合が最も高いのは「オストメイトの方が使いやすいトイレの整備（オストメイト用設備が設置されたトイレなど）」で39.1%となっている。（調査票②問14、問14-1）

図Ⅱ-17 官公庁施設の整備・対応状況



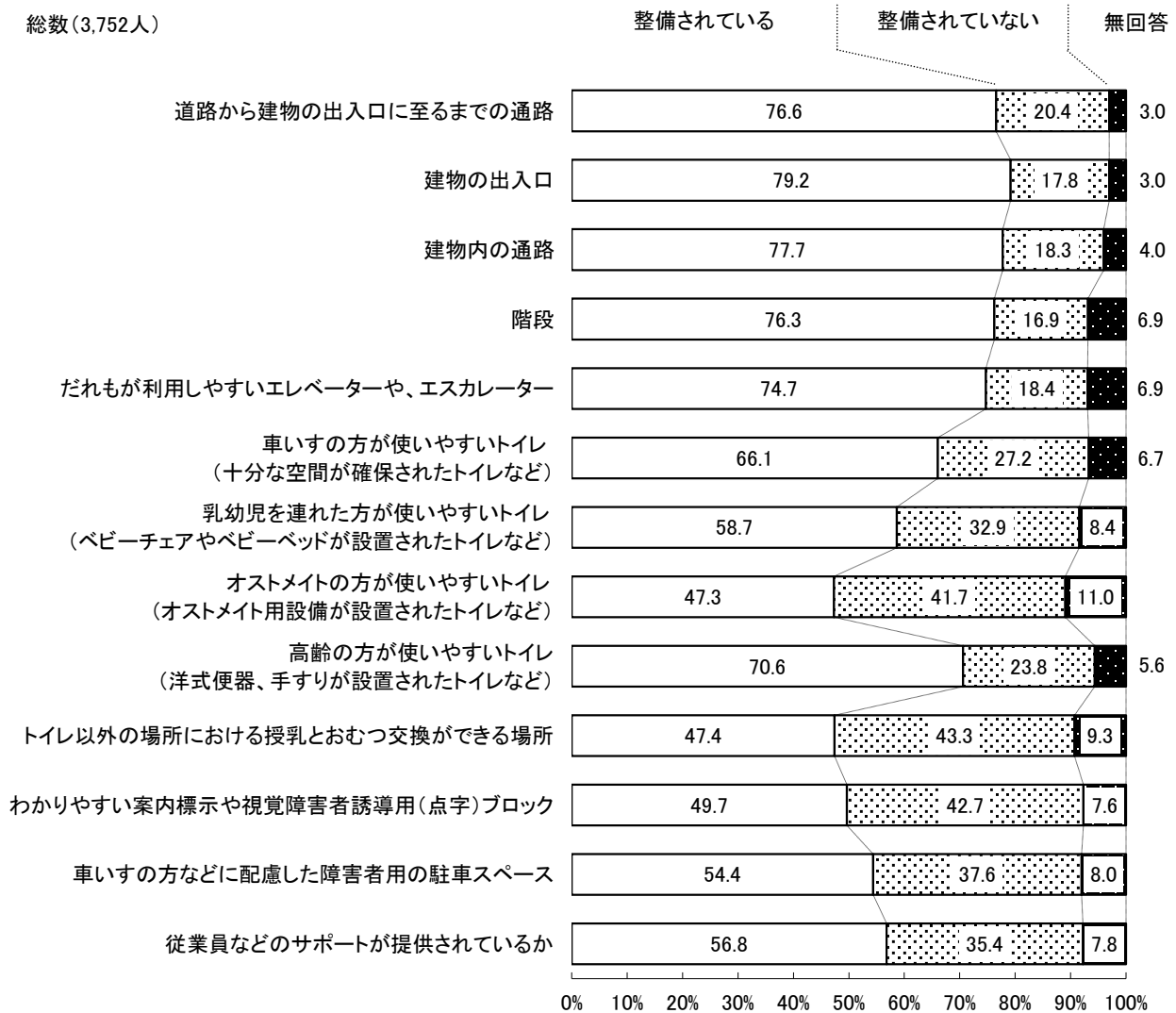
(注1)「整備・対応されている」は、「整備・対応されている」と「やや整備・対応されている」の合計を表し、「整備・対応されていない」は、「整備・対応されていない」と「あまり整備・対応されていない」の合計を表す。以下(2)病院や診療所～(4)コンビニエンスストアまで同じ。

(注2)「オストメイト用設備」については、P.32の用語の説明を参照。

(2) 病院や診療所

過去1年くらいの間に「病院や診療所」を利用したことが「ある」人(3,752人)に、病院や診療所の整備・対応状況13項目について聞いたところ、利用しやすいように「整備・対応されている」の割合が最も高いのは「建物の出入口」で79.2%となっている。一方、「整備・対応されていない」の割合が最も高いのは「トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所」で43.3%となっている。(調査票②問15、問15-1)

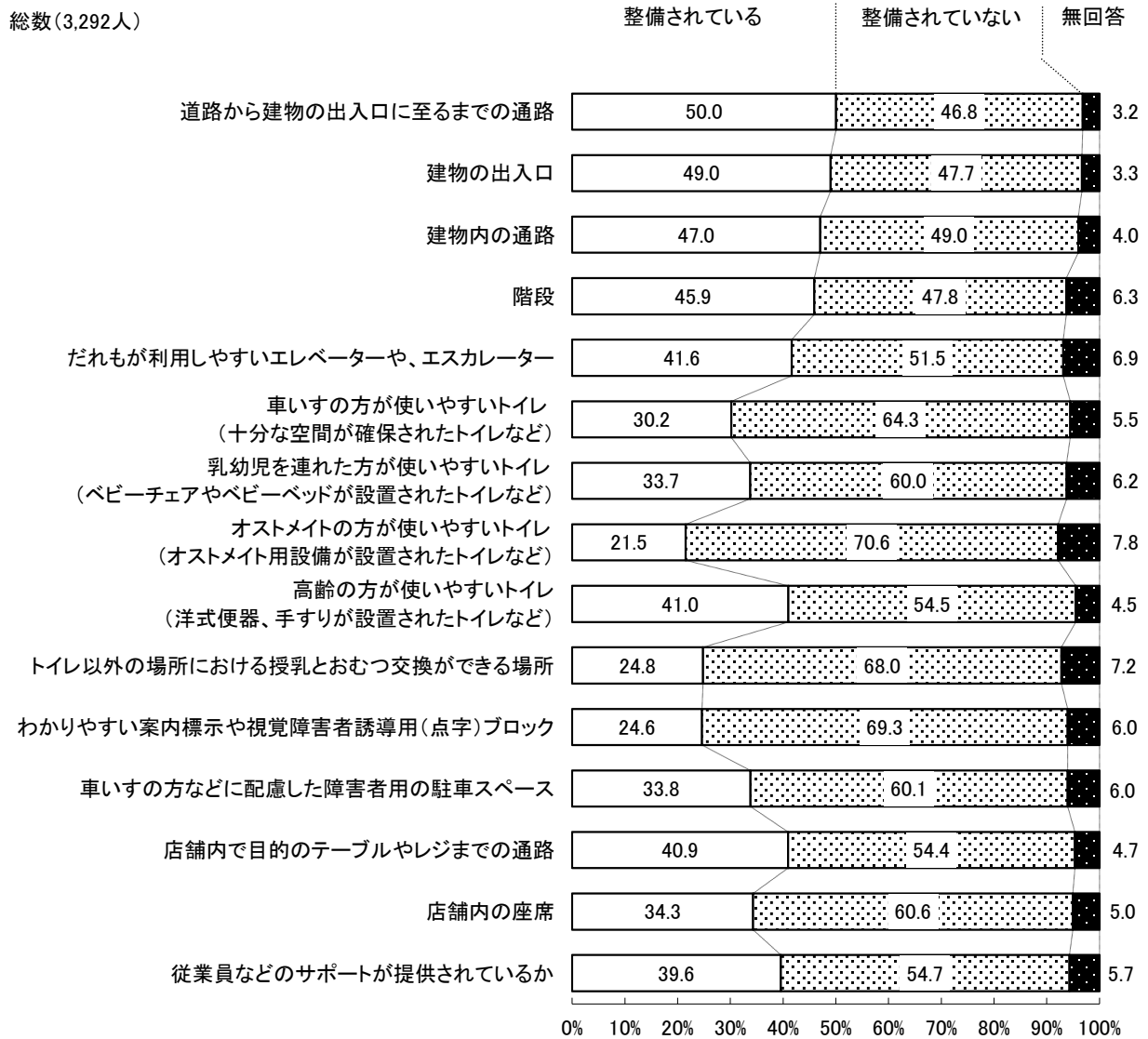
図Ⅱ-18 病院や診療所の整備・対応状況



(3) 飲食店（喫茶店や食堂、ファミリーレストランなど）

過去1年くらいの間に「飲食店」を利用したことが「ある」人（3,292人）に、飲食店の整備・対応状況15項目について聞いたところ、利用しやすいように「整備・対応されている」の割合が高いのは「道路から建物の出入口までの通路」で50.0%となっている。一方、「整備・対応されていない」の割合が最も高いのは「オストメイトの方が使いやすいトイレの整備（オストメイト用設備が設置されたトイレなど）」で70.6%となっている。（調査票②問16、問16-1）

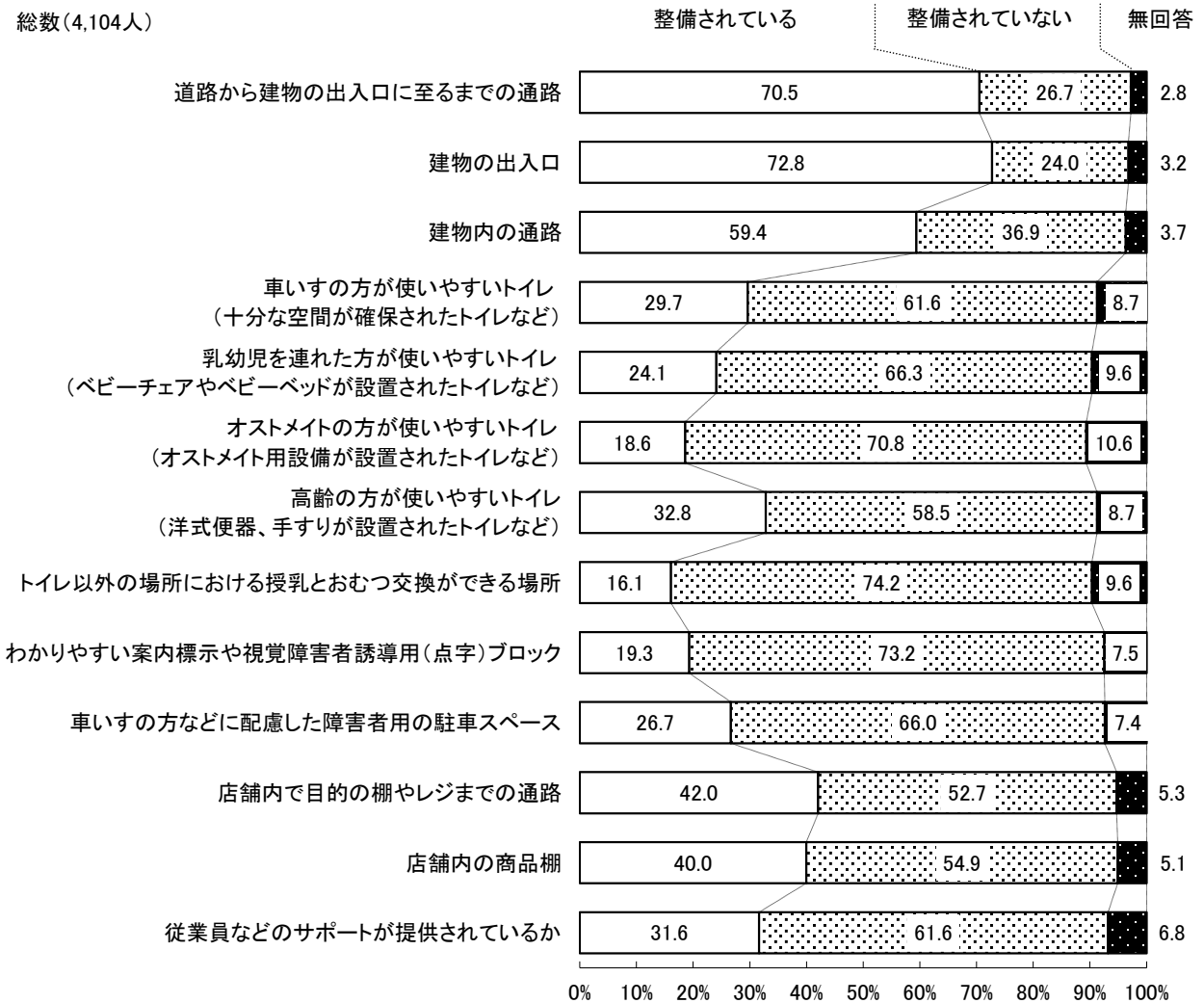
図Ⅱ-19 飲食店（喫茶店や食堂、ファミリーレストランなど）の整備・対応状況



(4) コンビニエンスストア

過去1年くらいの間に「コンビニエンスストア」を利用したことが「ある」人(4,104人)に、コンビニエンスストアの整備・対応状況13項目について聞いたところ、利用しやすいように「整備・対応されている」の割合が最も高いのは「建物の出入口」で72.8%となっている。一方、「整備・対応されていない」の割合が最も高いのは「トイレ以外の場所における授乳とおむつ交換ができる場所の整備」で74.2%となっている。(調査票②問17、問17-1)

図Ⅱ-20 コンビニエンスストアの整備・対応状況



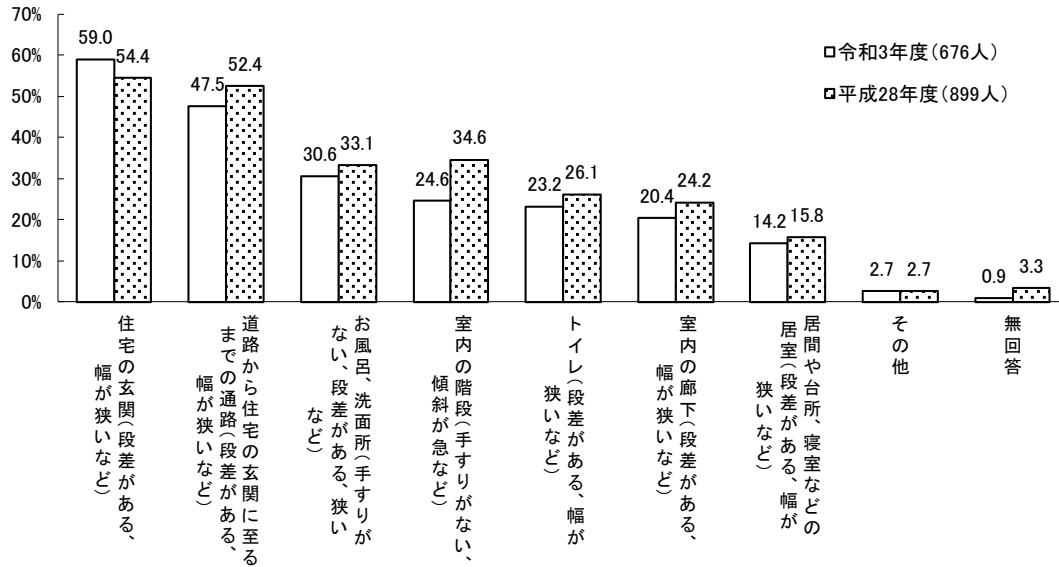
(注) コンビニエンスストアについては、「階段」、「エレベーターやエスカレーター」の項目を設けていない。

6 住宅のバリアフリー

(1) バリアを感じる箇所（一戸建て住宅）【複数回答】

現在、「一戸建て住宅」に住んでいる人のうち、バリアを感じるところが「ある」と回答した人（676人）に、バリアを感じる箇所を聞いたところ、「住宅の玄関」の割合が59.0%で最も高く、次いで「道路から住宅の玄関に至るまでの通路」が47.5%となっている。（調査票②問12、問12-1）

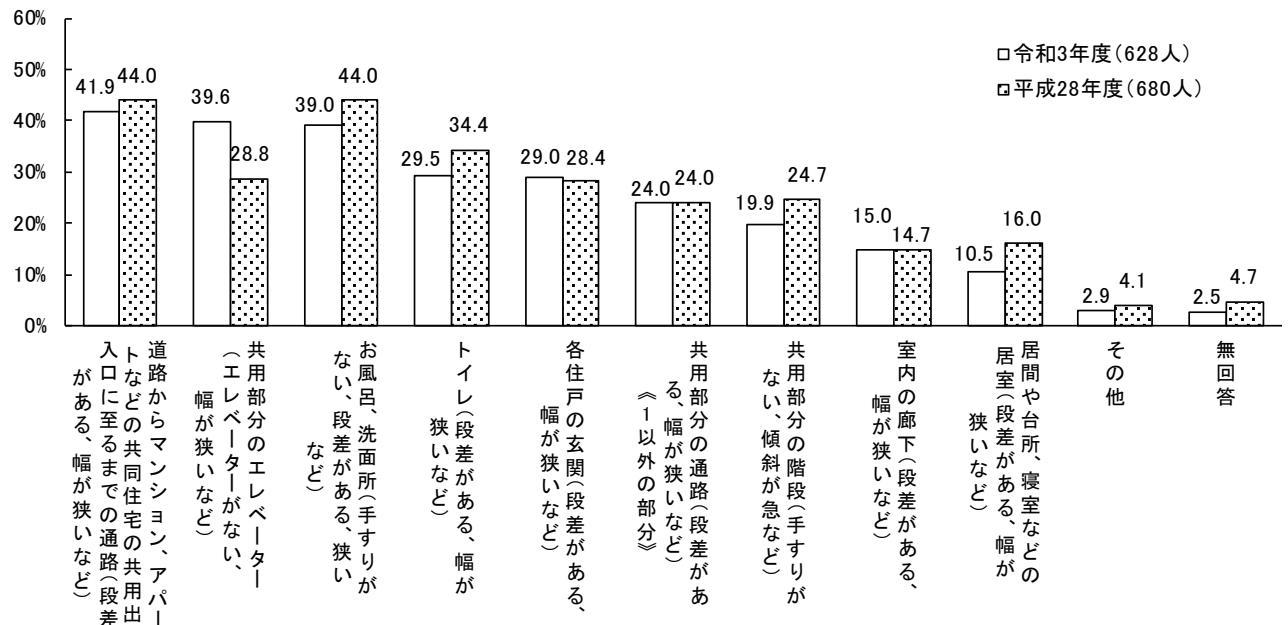
図Ⅱ-21 一戸建て住宅のバリアの箇所（複数回答）



(2) バリアを感じる箇所（共同住宅）【複数回答】

現在、「共同住宅」に住んでいる人のうち、バリアを感じるところが「ある」と回答した人（628人）に、バリアを感じる箇所を聞いたところ、「道路からマンション、アパートなどの共同住宅の共用出入口に至るまでの通路」の割合が41.9%で最も高く、次いで「共用部分のエレベーター」が39.6%、「お風呂、洗面所」が39.0%となっている。（調査票②問12、問12-1）

図Ⅱ-22 共同住宅のバリアの箇所（複数回答）



(注) 《1以外の部分》とは、「道路からマンション、アパートなどの共同住宅の共用出入口に至るまでの通路」以外の共用部分のことをいう。

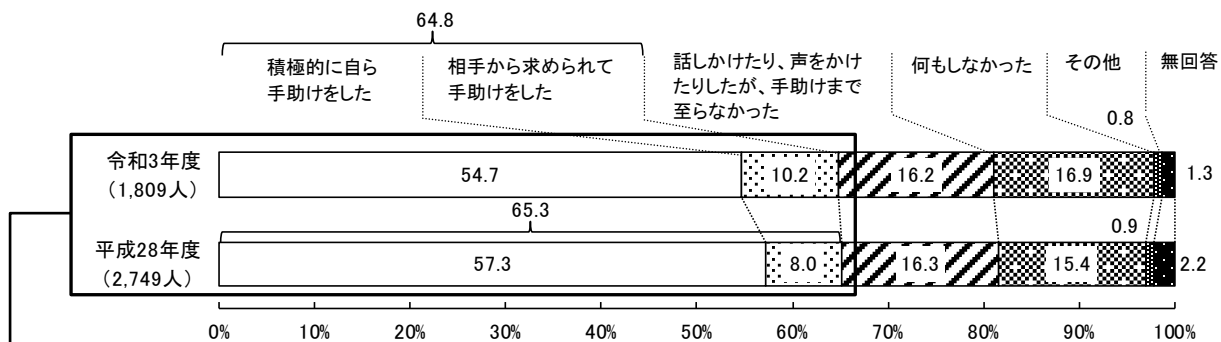
7 心のバリアフリー

(1) 外出先で困っている人を見かけたときの行動及び手助けした内容【複数回答】

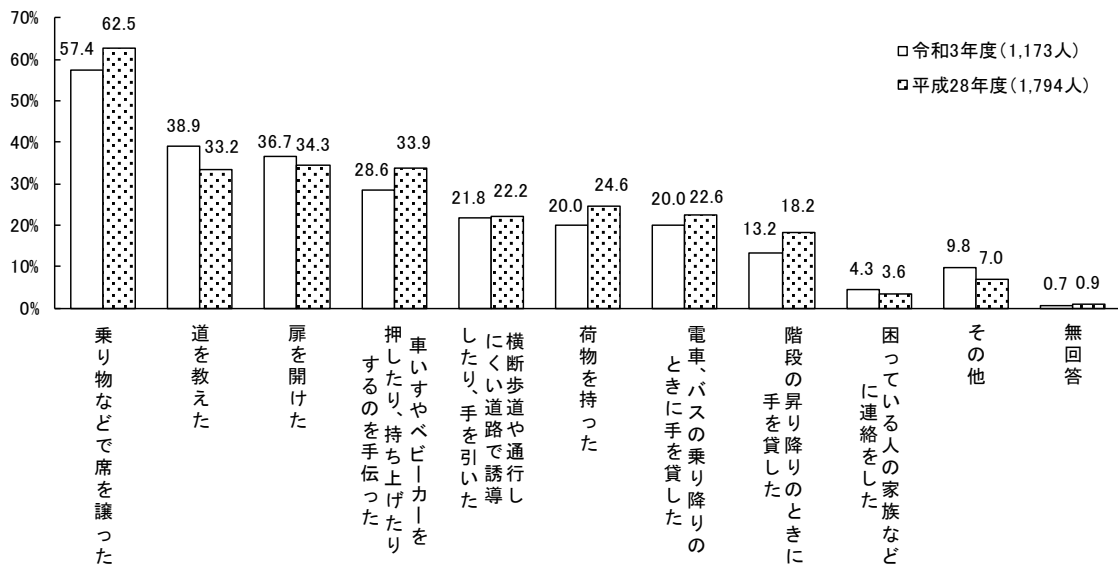
過去1年くらいの間に、外出の際、高齢者や障害のある方、妊産婦、乳幼児を連れた方などが困っているのを見かけたり、出会ったりしたことがある人（1,809人）に、その時どのような行動をとったかを聞いたところ、「積極的に自ら手助けをした」人（54.7%）と「相手から求められて手助けをした」人（10.2%）の割合は、合わせて64.8%となっている。

「積極的に自ら手助けをした」又は「相手から求められて手助けをした」人（1,173人）に、どのような手助けを行ったか聞いたところ、「乗り物などで席を譲った」の割合が57.4%で最も高く、次いで「道を教えた」が38.9%、「扉を開けた」が36.7%となっている。（調査票②問3、問3-1、問3-1-1）

図Ⅱ-23 外出先で困っている人を見かけたときの行動



図Ⅱ-24 困っている人に手助けした内容（複数回答）

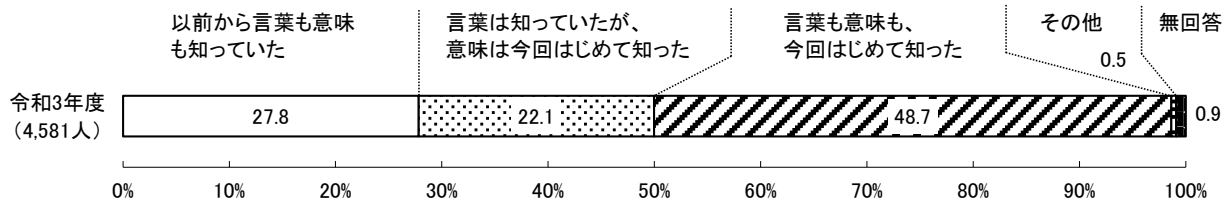


(2) 心のバリアフリーの認知度

「心のバリアフリー」という言葉や意味を知っているか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」の割合は27.8%となっている。

一方、「言葉も意味も、今回はじめて知った」の割合は48.7%となっている。(調査票②問7)

図Ⅱ-25 心のバリアフリーの認知度

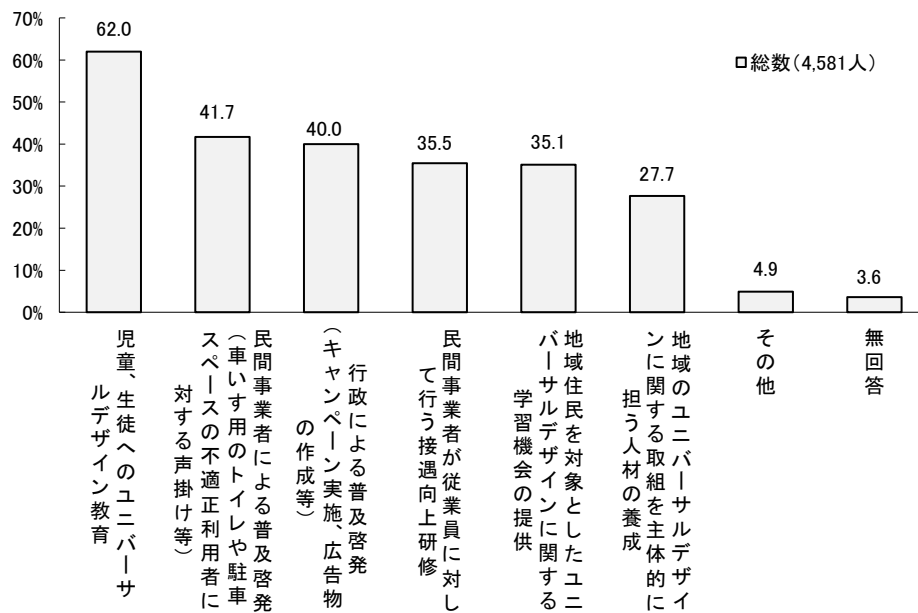


(注) 「心のバリアフリー」については、P. 32 の用語の説明を参照。

(3) 心のバリアフリーの推進のために効果的だと思う取組【複数回答】

「心のバリアフリーに向けた取組の強化」の目指すべき将来像の実現のため、効果的だと思う取組について聞いたところ、「児童、生徒へのユニバーサルデザイン教育」の割合が62.0%で最も高く、次いで「民間事業者による普及啓発（車いす用のトイレや駐車スペースの不適正利用者に対する声掛け等）」が41.7%、「行政による普及啓発（キャンペーン実施、広告物の作成等）」が40.0%となっている。(調査票②問9)

図Ⅱ-26 心のバリアフリーの推進のために効果的だと思う取組（複数回答）



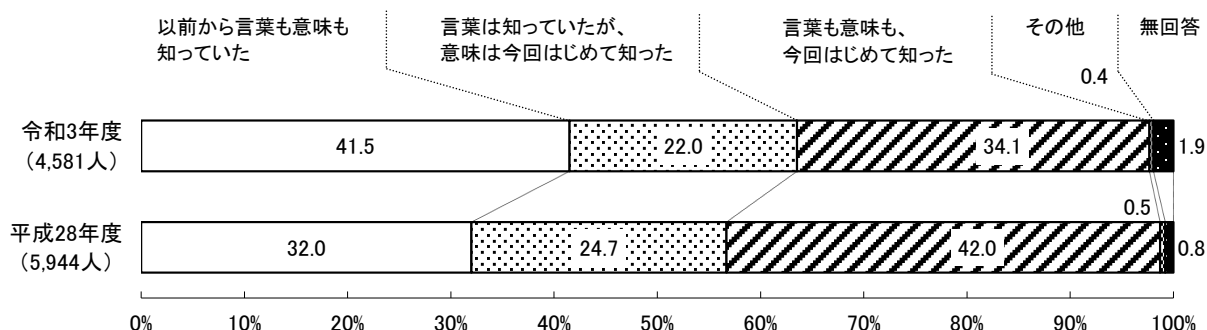
(注) 「ユニバーサルデザイン」については、P. 32 の用語の説明を参照。

8 ユニバーサルデザインの認知度

「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」の割合は41.5%で、平成28年度調査と比べて9.5ポイント増加している。

一方、「言葉も意味も、今回はじめて知った」の割合は34.1%となっている。(調査票②問6)

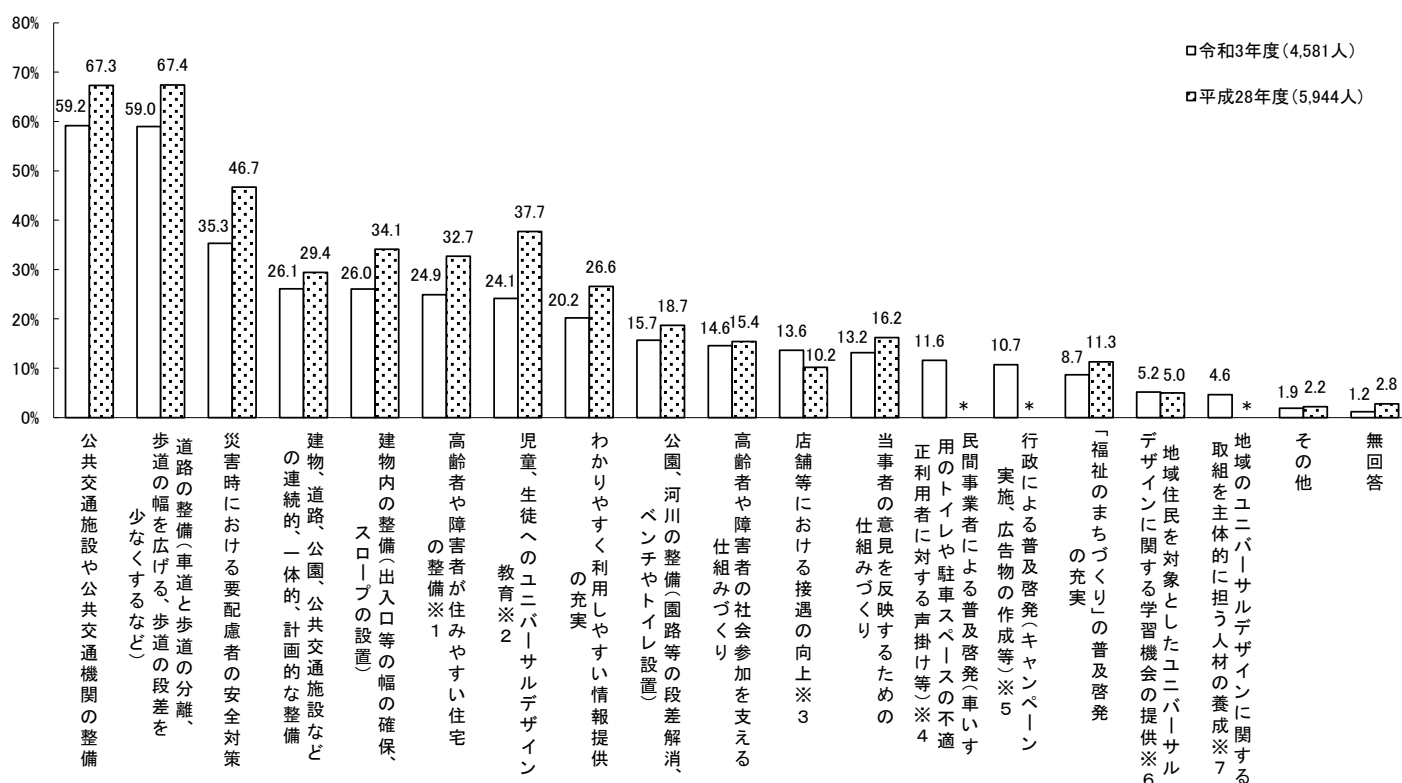
図Ⅱ-27 ユニバーサルデザインの認知度



9 福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの【複数回答(5つまで)】

今後「ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくり」や更なるバリアフリー化を進めていくにあたり、東京都が特に重点をおいて取り組む必要があるものを聞いたところ、「公共交通施設や公共交通機関の整備」の割合が59.2%、「道路の整備」が59.0%となっている。(調査票②問18)

図Ⅱ-28 福祉のまちづくりで特に重点的に取り組む必要があるもの(複数回答(5つまで))



(注1) ※1は、平成28年度調査では「高齢者や障害者にも住みやすい住宅の整備」としていた。

(注2) ※2は、平成28年度調査では「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」としていた。

(注3) ※3は、平成28年度調査では「民間事業者による従業員を対象とした接客対応向上等のための研修の実施」としていた。

(注4) ※4、5、7は、平成28年度調査では選択肢を設けていなかった。

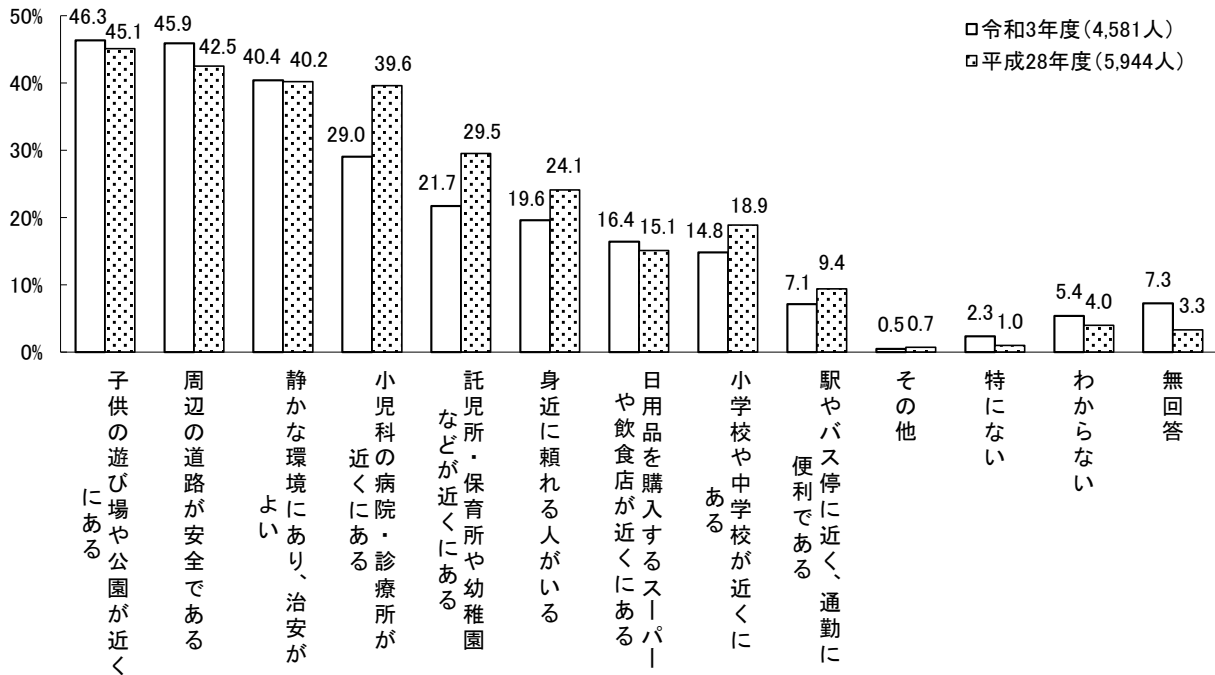
(注5) ※6は、平成28年度調査では「地域住民を対象としたユニバーサルデザインに関するセミナー・ワークショップの推進」としていた。

～子育て支援～

1 子育てする上で住宅の周りの環境として重要なもの【複数回答(3つまで)】

子育てする上で住宅の周りの環境として重要なものについて聞いたところ、「子供の遊び場や公園が近くにある」(46.3%)、「周辺の道路が安全である」(45.9%)、「静かな環境にあり、治安がよい」(40.4%)の割合が、いずれも4割を超えている。(調査票②問19)

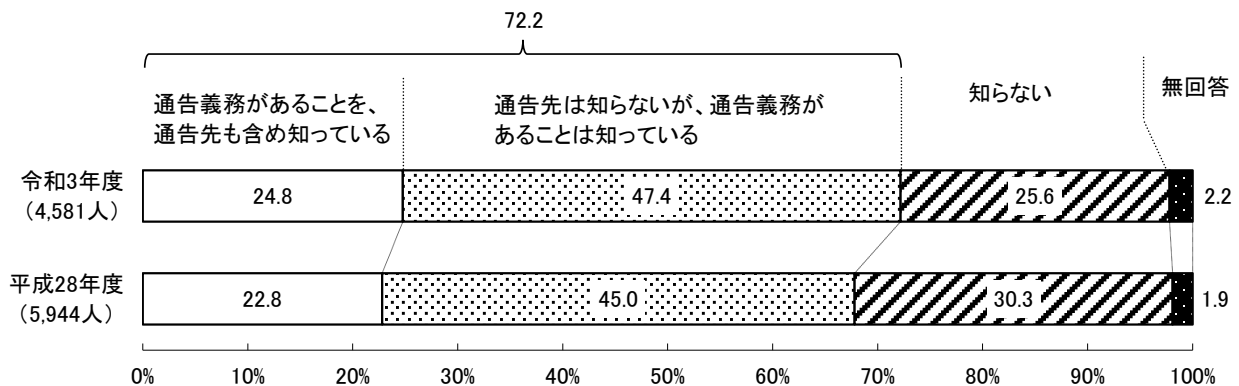
図Ⅱ-29 子育てする上で住宅の周りの環境として重要なもの(複数回答(3つまで))



2 児童虐待の通告義務

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務について聞いたところ、「通告義務があることを、通告先も含め知っている」と「通告先は知らないが、通告義務があることは知っている」を合わせた割合は72.2%、「知らない」の割合は25.6%となっている。(調査票②問22)

図Ⅱ-30 児童虐待の通告義務の認知度

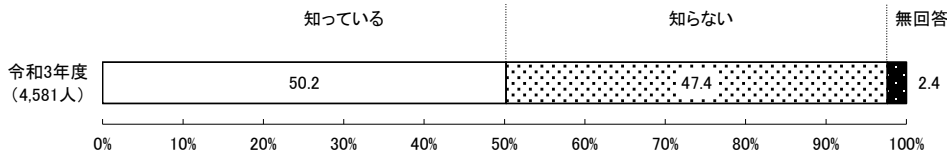


～障害者支援～

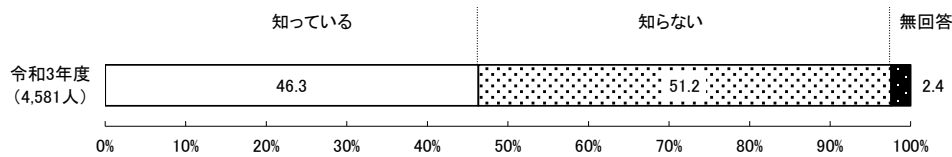
1 東京都障害者差別解消条例の認知度

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）の内容について知っているか聞いたところ、「知っている」人の割合は、「不当な差別的取扱いの禁止」が50.2%、「合理的配慮の提供」が46.3%、「東京都による普及・啓発活動」が33.5%となっている。（調査票②問23）

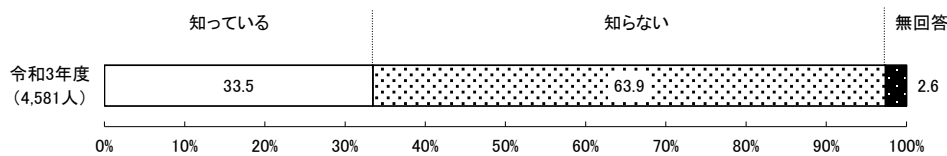
図Ⅱ-31-1 東京都障害者差別解消条例の認知度（不当な差別的取扱いの禁止）



図Ⅱ-31-2 東京都障害者差別解消条例の認知度（合理的配慮の提供）



図Ⅱ-31-3 東京都障害者差別解消条例の認知度（東京都による普及・啓発活動）

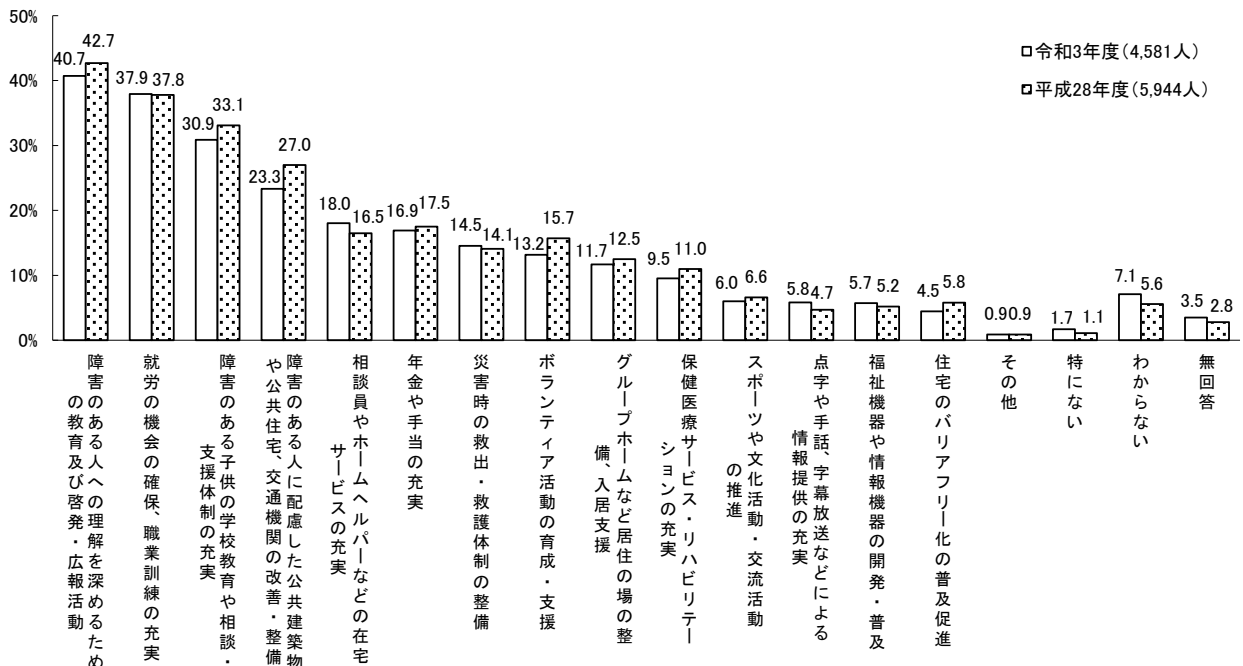


（注）「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」及び「東京都による普及・啓発活動」については、P. 32 の用語の説明を参照。

2 重要だと思う障害者支援策【複数回答(3つまで)】

障害のある人となない人がともに地域社会で暮らしていくために、行政の施策で重要だと思うものを聞いたところ、「障害のある人への理解を深めるための教育及び啓発・広報活動」の割合が40.7%で最も高く、次いで「就労の機会の確保、職業訓練の充実」が37.9%、「障害のある子供の学校教育や相談・支援体制の充実」が30.9%となっている。（調査票②問25）

図Ⅱ-32 重要だと思う障害者支援策（複数回答(3つまで)）



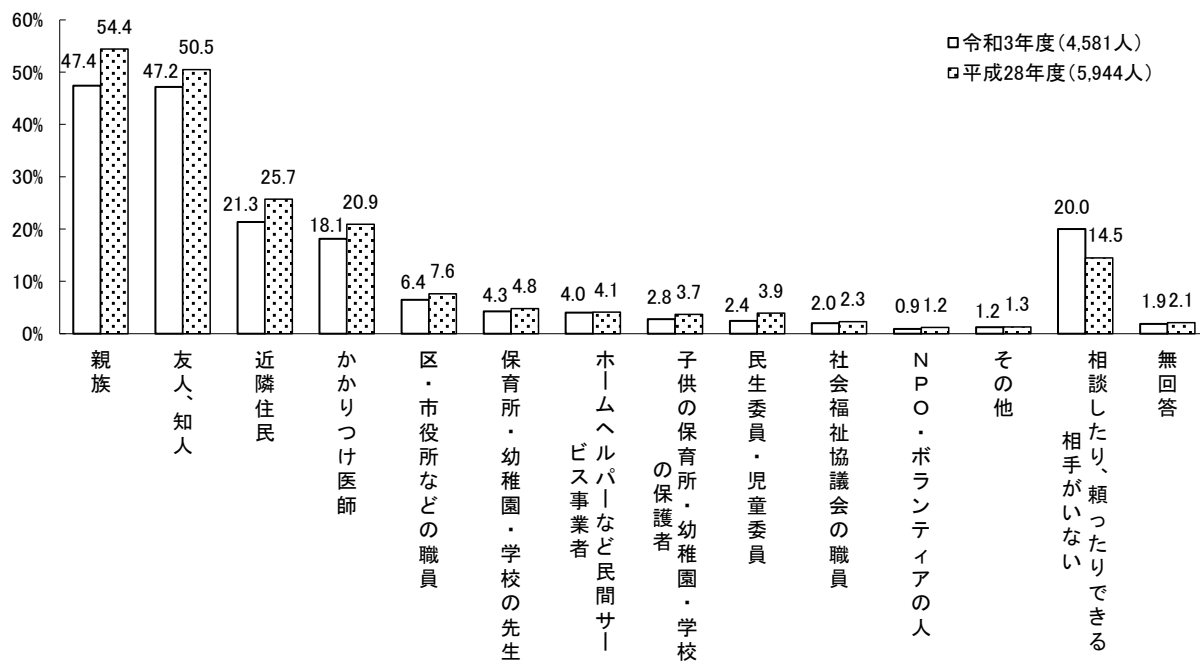
～地域福祉～

1 困ったときに相談したり、頼ったりできる人【複数回答】

現在住んでいる地域に、困ったときに相談したり、頼ったりできる人はいるか聞いたところ、「親族」の割合が47.4%、「友人、知人」が47.2%となっている。

一方、「相談したり、頼ったりできる相手がない」の割合は20.0%となっている。(調査票②問26)

図Ⅱ-33 困ったときに相談したり、頼ったりできる人（複数回答）

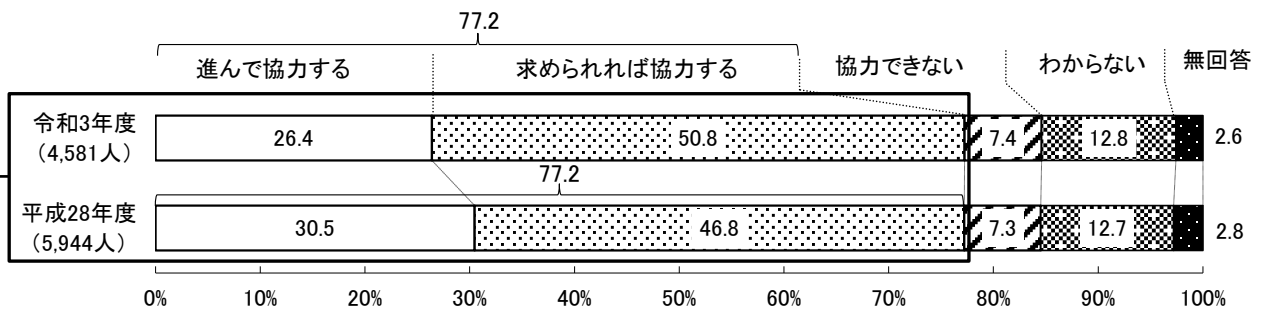


2 地域の中での災害時要配慮者への協力

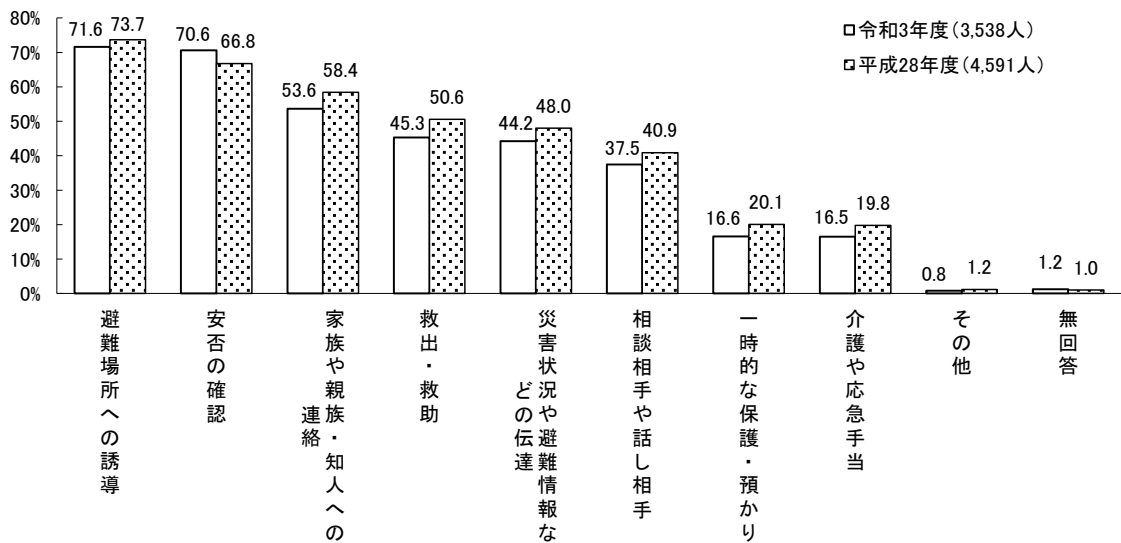
地域の中で災害が発生した場合、ひとりで避難することが困難な方（高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、病人・ケガ人など。以下「要配慮者」という。）に対して何らかの協力ができるかを聞いたところ、「進んで協力する」（26.4％）と「求められれば協力する」（50.8％）を合わせた割合は77.2％となっている。一方、「協力できない」は7.4％となっている。（調査票②問27）

要配慮者に対して「進んで協力する」又は「求められれば協力する」と回答した人（3,538人）にどのような協力ができるかを聞いたところ、「避難場所への誘導」が最も高く71.6％、次いで「安否の確認」が70.6％、「家族や親族・知人への連絡」が53.6％となっている。（調査票②問27-1）

図Ⅱ-34 災害時要配慮者に対して何らかの協力ができるか



図Ⅱ-35 災害時要配慮者に対してどのような協力ができるか（複数回答）

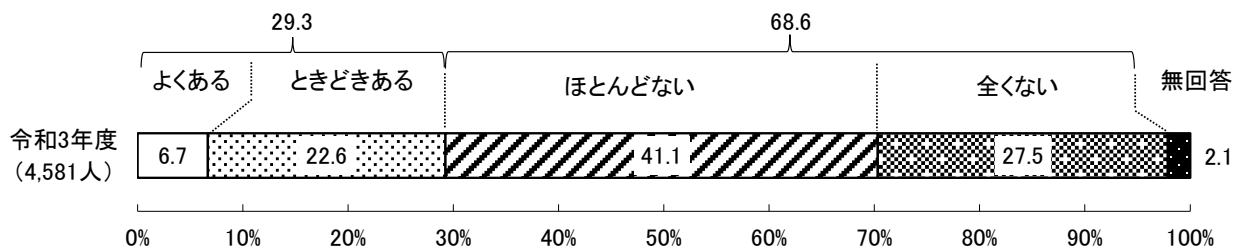


3 孤独を感じたことがあるか

この1年間に孤独を感じたことがどのくらいあるか聞いたところ、「よくある」(6.7%)と「ときどきある」(22.6%)を合わせた割合は29.3%となっている。

一方、「ほとんどない」(41.1%)と「全くない」(27.5%)を合わせた割合は68.6%となっている。(調査票②問29)

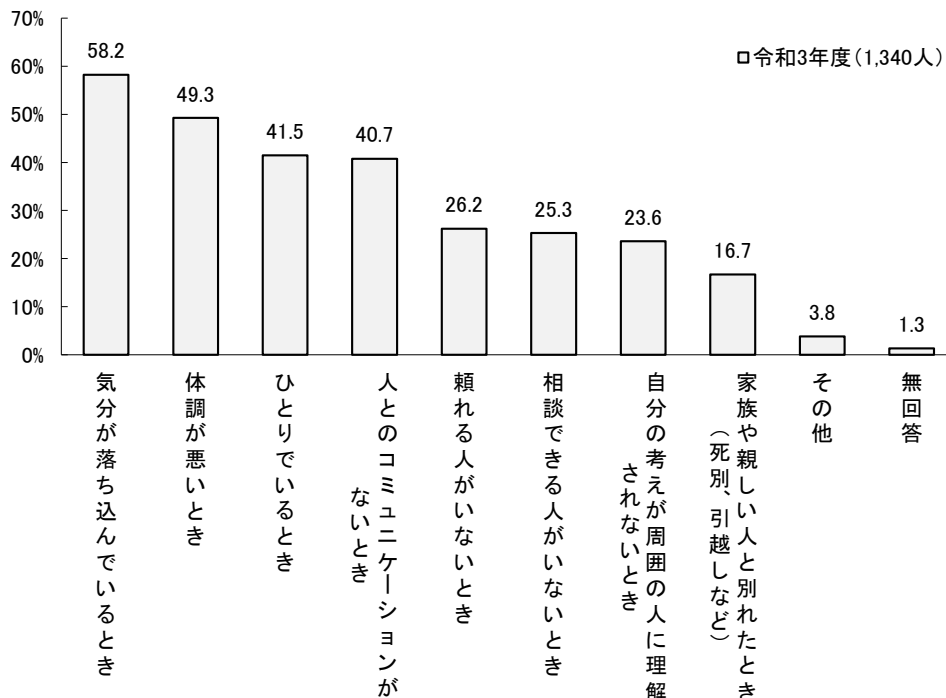
図Ⅱ-36 孤独を感じたことがあるか



4 孤独を感じる時【複数回答】

この1年間に孤独を感じたことが「よくある」又は「ときどきある」と回答した人(1,340人)に、どのようなときに孤独を感じるか聞いたところ、「気分が落ち込んでいるとき」の割合が58.2%で最も高く、次いで「体調が悪いとき」が49.3%となっている。(調査票②問29-1)

図Ⅱ-37 孤独を感じる時(複数回答)

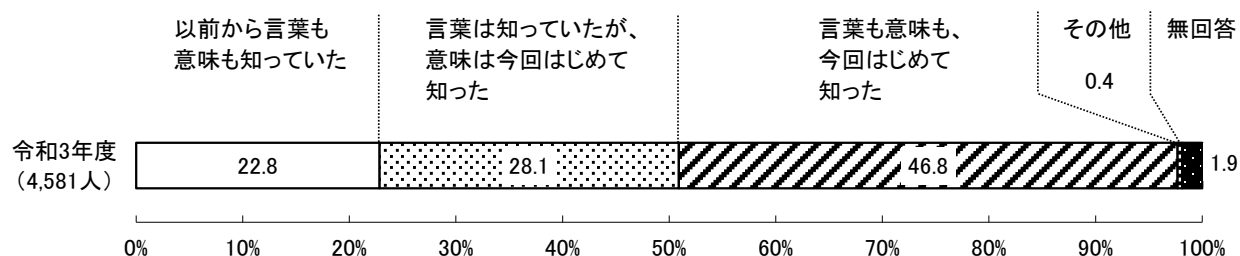


5 地域共生社会の認知度

「地域共生社会」という言葉や意味を知っているか聞いたところ、「以前から言葉も意味も知っていた」の割合は22.8%となっている。

一方、「言葉も意味も、今回はじめて知った」の割合は46.8%となっている。(調査票②問 30)

図Ⅱ-38 地域共生社会の認知度

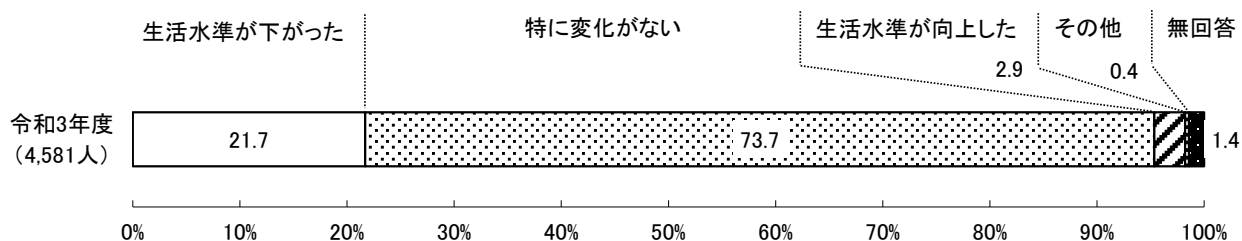


～生活困窮者支援～

1 生活水準の変化

この1年間に生活水準に変化があったか聞いたところ、「特に変化がない」の割合が73.7%で最も高く、次いで「生活水準が下がった」が21.7%となっている。(調査票②問 32)

図Ⅱ-39 生活水準の変化

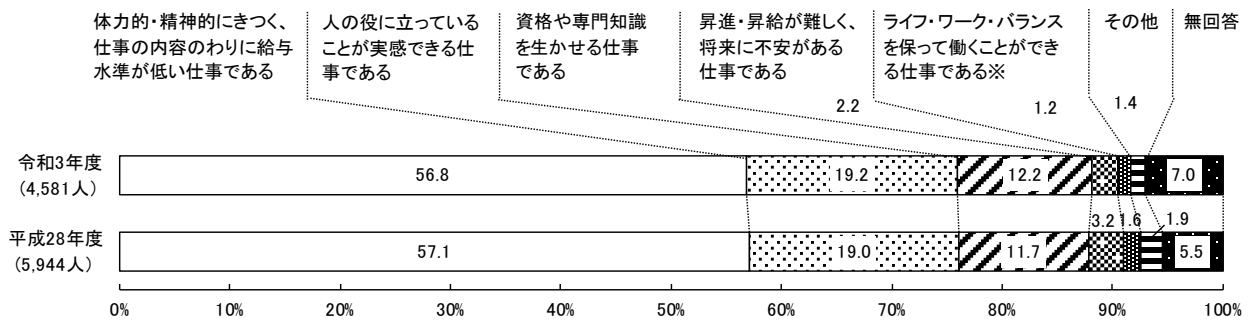


～福祉人材対策～

1 福祉・介護の仕事に対するイメージ

福祉・介護の仕事に対するイメージを聞いたところ、「体力的・精神的にきつく、仕事の内容のわりに給与水準が低い仕事である」の割合が最も高く 56.8%、次いで「人の役に立っていることが実感できる仕事である」19.2%となっている。(調査票②問 34)

図Ⅱ-40 福祉・介護の仕事に対するイメージ

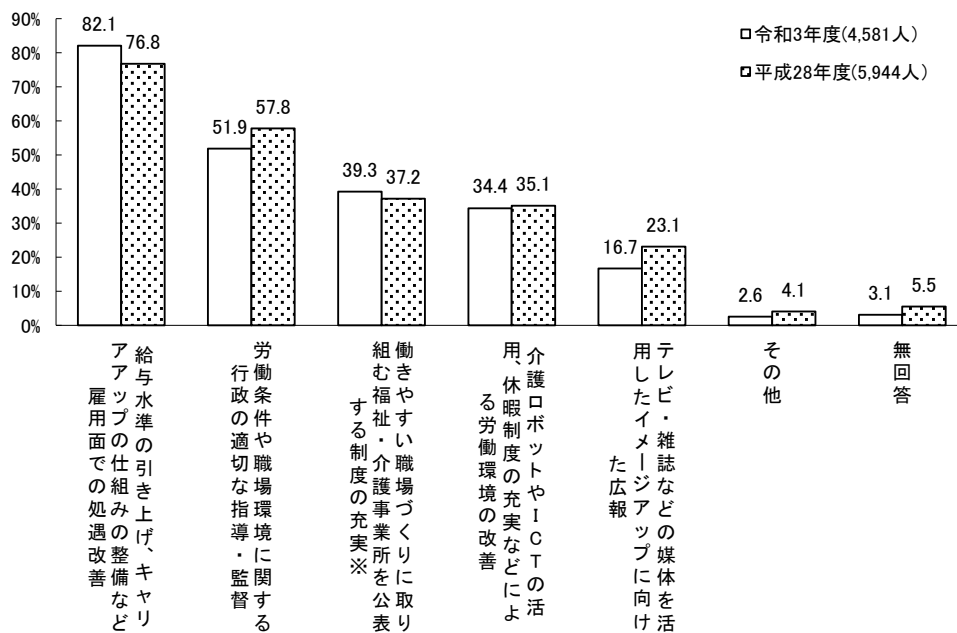


(注) ※は、平成 28 年度調査では「ワークライフバランスを保って働くことができる仕事である」としていた。

2 福祉・介護の仕事に対するイメージの改善策【複数回答】

福祉・介護の仕事に対するマイナスイメージの改善策について聞いたところ、「給与水準の引き上げ、キャリアアップの仕組みの整備など雇用面での処遇改善」の割合が 82.1%で最も高く、次いで「労働条件や職場環境に関する行政の適切な指導・監督」が 51.9%となっている。(調査票②問 36)

図Ⅱ-41 福祉・介護の仕事に対するイメージの改善策（複数回答）



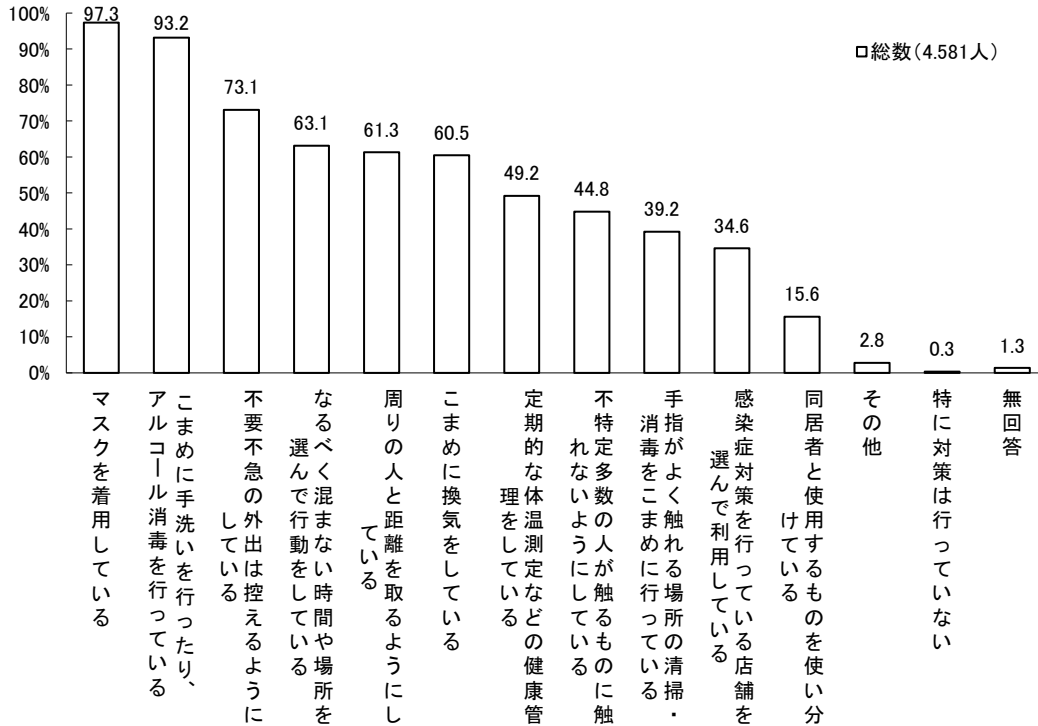
(注) ※は、平成 28 年度調査では「働きやすい職場づくりに取り組む福祉・介護事業所を認証・表彰する制度の創設」としていた。

～感染症対策～

1 感染症予防のためにやっていること【複数回答】

感染症予防のためにやっていることを聞いたところ、「マスクを着用している」の割合が97.3%で最も高く、次いで「こまめに手洗いを行ったり、アルコール消毒を行っている」が93.2%、「不要不急の外出は控えるようにしている」が73.1%となっている。（調査票②問38）

図Ⅱ-42 感染症予防のためにやっていること（複数回答）



用語の説明

○ ユニバーサルデザイン (P. 8、22、23)

「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように都市や生活環境をデザインすることをいう。

○ カラーユニバーサルデザイン (P. 12～15)

「カラーユニバーサルデザイン」とは、様々な色の見え方に配慮して、情報がなるべく全てのの人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすることをいう。カラーユニバーサルデザインの例としては、色弱者が混同しやすい色を組み合わせず使わないことや、明度や彩度・形状の違い、文字、記号などを併用して色に頼らなくても情報が得られるようにすることなどがある。

○ オストメイト用設備 (P. 12、16～19)

「オストメイト用設備」とは、オストメイト（人工肛門、人口膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む。）をいう。

○ 心のバリアフリー (P. 21、22)

「心のバリアフリー」とは、誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることをいう。

○ 不当な差別的取扱いの禁止 (P. 25)

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、行政機関や事業者が、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否する行為などを禁止していることをいう。

○ 合理的配慮の提供 (P. 25)

「合理的配慮の提供」とは、行政機関や事業者は、負担が過ぎない範囲で、社会の中にあるバリア（障害のある人が利用しにくい施設・設備、制度、慣行など）を取り除くための取組を行わなければならないことをいう。

○ 東京都による普及・啓発活動 (P. 25)

「東京都による普及・啓発活動」とは、東京都は、東京都障害者差別解消条例の趣旨や内容を周知し、障害に関する理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組む必要があることをいう。